# パブコメ意見一覧(WEB 投稿)

変更認可申請に応ずるべきではないと強く思います。

大学で物理を学習し、高校で化学や生物を教えてきた経験からも、水で薄めた東京電力のALPS処理水を海洋に放出することは許せません。

E1

水で薄めたとしても、全体の放射能汚染物質が減ることはありません。水で薄めたことで、海洋放出してもいいと国民をだますものです。東電には福島第一原発、福島第二原発に多くの土地があり、処理水をためておくタンクをつくれるはずです。そのような手立てをとらず、海洋に放出することが第一優先順位とすることに正当性はありません。海洋放出すれば、漁業だけでなく、東北地方全体に被害を及ぼします。立場の違いを超えて、この危惧は共有できるはずです。

以上、東電の変更認可申請に応ずるべきではないと思います。

ALPS処理水の海洋放出 そのことについて。

変更認可申請に応ずるべきではないと考えます。

私は、専門の鉱物学の課題の中で、環境鉱物学の課題も扱ってきました。鉱物との相互作用、鉱物?微生物相互作用、鉱物?水相互作用; 具体的にはアジアの地下水ヒ素汚染、福島原発事故に伴う、Cs環境汚染。また、グローバルに地球の環境をどう見るか、どう安全な地球環境を維持するかという視点でも、これまでの研究経過ももとに、大学で講義、また著書にも著してきました。

E2

限りある水資源です。海洋は広いといっても、無限ではない。水で薄めたとしても、全体の放射能汚染物質総量は変わりません。水で薄めて、環境基準/告示濃度 以下と言いますが、それなら、どんなに大量の汚染水であっても、世界の各地で出して良いということになる。そのもたらす影響を科学的に本当に評価できるのですか。 このことまで、考慮に入れた環境基準なのか。

これは現在科学への過信、がある考え方です。

環境影響はまだ十分わかっていないというのが正しいことと考えます。例えば、地下水ヒ素汚染問題について言えば、1995 年頃、0.05mg/L という環境基準が 0.01mg/L へより厳格化されました。発展途上国では、その改定は遅れています。現在の環境汚染の基準も研究の進展により、変化してゆくものです。また、放射能、被曝線量にしても、なお、国により異なる。ヨーロッパでは、より厳しい基準をもうけており、いま日本で採用している基準が絶対だという論拠はありません。

もう一つ、事例を紹介します。最近、福島県の漁業者の方から相談が来ました。福島の河川河口沖合で放射能の高いところがあり不安、と。これについて、Cs の挙動を研究し

てきた立場、また河川での Cs 移動、挙動等を研究している立場から、検討してみました。いま政府が、魚/海産物だけの放射能を検査・重視して、基準以上の放射能を持つものがほとんど見つからないから、大丈夫というのは、全体を一般的傾向で言っているだけと思います。局所にかなり高い放射能を持つ堆積物・他があるだろうことを考慮していない。魚は動き回りますからその高濃度の堆積物由来で Cs 濃度が高い魚介類になりうるかもしれない。底質、堆積物、砂地か泥か、有機質が多いかどうか、その具体的なデータもまだ、ない。また特に生物相がこれとどう絡むか、生物?鉱物相互作用が問題になってきます。全体を一括した見方でなく、局所、局在の事例の解明はまだ不十分で、ここらのことはまだ未解明。わかってないことが多い、これからの研究課題です。絶対に危険だと、私は言い切る自信はないが、大きな懸念を持っています。これを、安全だと断言、言い切るのはどうなんでしょう。科学として、そう言い切るのですか。これは科学を逆に誤解させることに繋がります。

グローバルな環境影響、まだまだ不明なことがある。人間認識の時間経過もあります。 地球環境への長年にわたる影響といういうこともある。つまり、時間、この経時的な時 間軸という視点を持つべきです。環境影響への恐れがあるものは、厳に控えておくべき というのが、私の主張です。また同時に、これらのことに不安を持つ、住民の立場に寄 り添った姿勢ではないでしょうか。

規制委員会は、政府等から、独立した立場を貫こうとするなら、厳にこの科学の捉え方 を貫いてほしい。

ALPS 処理水にはトリチウム以外の核種が完全に取り除かれていません。

海洋の環境汚染は、魚介類の直接の摂取だけでなく、地中上の生命の連鎖によって人間の生命に影響を及ぼすものです。

E3 完全に放射性物質が取り除かれる事無く、海洋へ ALPS 処理水を放出することは日本国民のみならず、世界の人々に対する無責任な行動です。

将来において、放射性物質の除去技術の進展に期待して、処理水を地上のタンクに貯留することが最善の対応だと思います。

一部報道機関、一部野党が展開する風評加害への対策を強化してください。

E5

福島の風評対策として、加害者側が ALPS 処理水の海洋放出を悪意ある表現で言わせることを止めるために規制委員会側もコマーシャルや SNS による情報提供、悪質なものに対して業務妨害として届出してください。

海洋放出判断は評価するものの審査書案は視覚的に分かりにくい。例えば 1-2 の手順は Yes/No のうちどちらか一方しか記載しておらずもう一方の場合にどう対処するのかが分からない。フロー図を添付するなど一般にわかりやすい工夫が必要。また一般に審査結果を分かりやすく伝えるためにイラストなど交えてこの審査書案の概要が視覚的に分かるような動画を作って CM や SNS 発信をしていく必要あり。

審査書案に反対の立場から意見を提出いたします。

申請内容が議題とされた技術会合は全て傍聴し、核種選定の考えた方・モニタリング等に関する東電の説明や、規制委員・規制庁との質疑は直に拝見しました。

3点に絞って書きます。

E6

1. 関係者が、設備の設計や運用等をどれだけ真面目・真摯に考え、取り組んだとしても、東電が認可を求めているのは、「核災害由来の放射性廃棄物を意図的且つ大量に環境中に放出して解決したい」ということです。

このようなやり方を認めたら、「核災害を起こしても、結果として生じた放射性廃棄物は環境中に放出して解決できる」前例になります。言わば、「核のモラルハザード(倫理欠如)」です。原子力規制委員会は、そのようなやり方に加担するようなことはすべきではありません。

2. 核種選定フローやモニタリングをどのように考えても、取り組んでも、「モニタリングから漏れる核種」の存在は否定できません。

万一、意図せぬ放出が続いていることが、後日に判明した場合、責任を取れる個人や 組織はいないでしょう。「放出を止めるから」では済みません。一度、環境中に放出され たものは回収できません。

3. 放射性廃棄物を環境中へ放出することに伴って、一次産品や観光と言った地域のブランド価値は、毀損される事はあっても、向上する事はありません。「ブランド価値の毀損」も、れっきとした「公害(今回の場合は「核災害」)による被害」です。

原子力規制委員・規制庁の皆さんは、公務員です。「全体の奉仕者」です。被害を拡大 させたり、上乗せするようなことは認めるべきではありません。特定の事業者の都合だ けでなく、国民全体の利益・国全体の利益を考えて判断し、行動して下さい。

以上の理由により、原子力規制委員会は、審査書案を不認可として下さい。

尚、この意見は私個人のものであり、他の如何なる組織・個人とも関係の無い事をお 断りしておきます。

原発事故以降、既に太平洋を放射性物質で酷く汚してしまっています。

これ以上の汚染を 1Bq を増やしてはいけません。

E7 一切の海洋放出を諦めてください。

原発推進をしていた政治家を含む過去の責任者にもお金を出させて

消費者の負担なく最後まで地上で処理をしてください。

E8 | 海に放射性物質を流さずに、汚染処理水を解決せよ

E9 | 海に放射性物質を流さずに、汚染処理水を解決せよ

P7 に「人と環境に対しての影響が十分に小さいことに変わりないこと」と記載がありま E10 すが、極めて小さいとはいえ被ばくすることに変わりがなく、蓄積すれば大きな影響

	(特に子どもや若い人) があると思います。人と環境に対して考えるのでしたら、処理
	水の海洋放出自体をするべきではなく、処理水の海洋放出に強く反対致します。
E11	海外や国内の原発では既にトリチウムを放出しているのに、なぜ日本政府はこれまで福
	島第一原子力発電所のトリチウムだけ頑なに放出させなかったのか。告示濃度限度未満
	であればこのような申請を経ずとも放出できるはずだ。日本政府が福島第一原子力発電
	所だけトリチウム水を放出させないという非科学的で差別的な制約を課さなければこの
	ようなことにならなかった。お陰で風評加害者が今も幅を利かせている。
	せめて資料にはこのような不当な制約を課した経緯と反省点、今後の政府の見通しを述
	べるのが道理でないか。
	海に放射性物質を流さずに、汚染処理水を解決するべきである
E12	流した後で生態系や海の汚染といっても、もう遅い。
	今後の健康被害や漁業も心配である。
	7頁「 人と環境に対しての影響が十分に小さい」
	→内部被ばくの知見をしっかりと明確に示してください。
	内部被ばくは、どれだけ低線量でも健康に影響があることが研究により明らかになって
	います。
	放射線影響を規制するのが原子力規制委員会の責務です。
	体の小さい子供や胎児への影響は大人とは比べ物にならないほど大きく、海の生き物の
	生体濃縮と小さい魚が大きい魚に食べられる食物連鎖の末に、いずれ人の口に入る時に
	は、海水で薄めれば安心という安易な考え方では捉えられない危険性が想定できます。
E13	放射能はいのちを奪う危険な物質であることを改めて認識し、福島第一原発事故により
	構内で発生している高濃度放射性汚染水の始末の仕方については、あくまでも陸上で環
	境から隔離し、密閉した状態で長期間の保管ができる方針にすべきです。
	方法はこれまでも様々な提言が出されているにもかかわらず、最も安価に実行できる方
	法が選ばれて、漁民や自治体の反対を押し切るように、この計画が進められているとこ
	ろですが、海外からも批判・反対の声が届いています。
	日本近海に止まらず、地球規模で海の放射能汚染を国として推進する計画として、決し
	て賛成できるものではありません。
	白紙に戻し、地上保管を計画し直してください。
	海洋放出についてそもそも問題があるように思います。
	確かに汚染水を貯めておくには限界があるでしょう。
E14	とはいえ、安全な基準まで放射線量の下がった処理水であり、さらにその水は生物に影
	響を与えないと言うのであれば、飲料水として販売しても良いのではないかとすら思う
	のです。しかし、そういったことをせず、結局海に流す、ということは、やはり少なか
	らず生命体に問題がありさらには海に流せば薄まるのではないかという大変安直な考え
	のもとこのような施策が実施されているようにも思うのです。
	胸を張って安全だと言えないものを海に流し、生命体を苦しませることはやめてくださ

い。いずれ海にいる生き物を口にした時、人間もさることながら様々な生物で異常が発見されることでしょう。捨てる場所がなかったから海に捨てたのだとこれから子々孫々に伝えることになるのですか?今一度海洋放出が正しいのか、人権や倫理的な観点からきちんと精査し直してください。よろしくお願いします。

タンクに溜められているアルプス処理水は、処理済みではなく原発事故による放射性物質他の化学物質を含む汚染水である。

現に、2次処理が必要と東電も認めているし、その分析結果も出ていない。

E15

トリチウムを基準以下になるまで薄めて流すというが、デブリの取り出しすらうまくいっていない状態で、その放出総量は不明であり、影響がどのように現れるのかも、不明である。

つまり何をいつまで流すのか、不明な状態で、安全を言うのは、非科学的ではないか。 海洋放出以外の、放射能の拡散を防ぐことを第一に考える方策がとられるべきであると 思う。

処理汚染水の海洋放出に、地元の同意は得られていません。

E16

処理汚染水の安全性も十分に確保されていません。

国民への説明も不十分です。

処理汚染水は陸上保管して下さい。

福島原発汚染水の海洋放出について、反対いたします。

1. 放射能汚染水の処理方法をいくつか検討した結果、海洋放出が最も実現性が高くかつ経済的で、IATAの協力も得られるだろうとの記述がありました。

本当に処理方法の選択は他になかったのでしょうか。

海洋放出の結果、計算予測によると環境・人体・海洋生物等への影響は「国際基準値」内に収まるらしいですが、これはあくまでもシミュレーションに過ぎずません。素人考えでは30年に渡って基準内であっても放出を続けた場合に有害物質がその場所に蓄積すると思います。

E17

東電の方は「トリチウムが生物内で濃縮するということはありません」と述べてますが、蓄積はするのではないですか。

原子力委員会が丁寧に説明すると言いますが公開された資料を拝見するかぎり、一般の素人国民には納得できるレベルではなく、理解が追いつかない説明の羅列でした。「要するに安全です」と言われているようで肯首しがたいです。

2. 風評被害については説明会や公報で対応しているようですが、一般人の感覚として到底歓迎できる状態では無いと感じます。

新型コロナの例をみても明らかですがヒステリックな大衆感情が暴走する事態は予想できると思います。大規模な福島および東北産の海洋資源買い控えやボイコットが起きて しまった場合の対処はお考えでしょうか。 せめてその場合の万全な対応をご用意ください。

以上、2点をもちまして ALPS 処理水の海洋放出に反対いたします。

ALPS 処理水の「安全基準」は「人間がごくごく飲んでも安全」という内容である。それは「環境中に放出しても安全」という基準ではない。ALPS 処理水海洋投棄で、海洋投中の生態系・生物への安全を保障していない。

その上、ALPS を経ても、トリチウム以外の核物質=セシウム、ストロンチウムなどは「処理水」に残存する。そうした放射能。核物質を海洋に投棄した前例がないから、放出したときの生物濃縮のデータは存在しない。

E18

従って予防原則「環境中に放出しても安全が確認されるまで放出してはならない」「安全が確認できない物質を環境中に放出してはならない」は、満たされない。この海洋投棄は「予防原則」に違反している。

新潟県は、水俣用が起きている。水俣病は阿賀野川や有明海に放流する際には人間には無害な濃度の無機水銀・有機水銀だったが、生態系で藻・水草・海藻に取り込まれ濃縮され有機化し、それを食べる小動物に取り込み更に濃縮し、それらを食べる中動物、大動物と繰り返して、食べた人間が有機水銀中毒症・水俣病になった。この体験・経験を顧みて、予防原則を満たさない ALPS 処理水海洋投棄は受け入れられない。

「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請(ALPS処理水の海洋放出時の運用等)に係る審査書案」に対する意見

ALPS処理水を海に放出するとのことですが、真水ではありません。

取り除けない放射性物質が含まれています。

設けた基準値内の薄い濃度のものを放出したとしてもそれを沢山放出したらどうなるで しょう?

結局海には総量変わらない分が放出されます。

E19

薄めて流せば海が勝手に浄化してくれるとでも考えていらっしゃるのでしょうか? 海は広いし海水はあちこちをめぐり循環しているので近隣国に流れ着くころには検出されなくなるとでも?

どこかに沈殿した放射性物質は海流の流れが運んで行くし、福島の汚染水が無くなる目 途など一切無いので放出は無限に行われていきます。

世界中の海を汚染してしまいます。

誰が責任をとるのですか?日本の総理ですか?

総理が変わったら所管外です。と逃げるのですか?

ALPS処理水を放出するまでもなく、今も尚、冷却水がどこからともなく海に漏れ出ている状態なのではないですか?

近隣で獲れる海産物には変わらず放射性物質が検出されています。

風評被害などと実害をごまかすのはやめて今あるタンクの水は放射性物質をゼロに出来る技術が現れるまで責任をもって管理すべきです。

中抜きで無駄な部分に税金を使わないで下さい。

よろしくお願いいたします。

私は長い間漁業の仕事に携わってきました。その立場から、福島原発の汚染水、トリチウム水、処理水、どれでもいいけど、意見を述べたいと思います。

汚染水は、原発の沖1キロ、水深 10 数メートルの場所から流すそうですね。私に言わせれば、海で1キロなんて沖とは言いません。これが1キロでで100メートルの水深があるならまだましです。縦方向にも拡散するでしょうから。10 数メートルの水深の場所では太陽の光が海底に届きます。すると海底の養分と太陽光によって植物プランクトンが大量に発生するのです。そこから食物連鎖が始まって、多くの海産物が育ちます。だから浅い海はどこでも豊かな漁場です。深い海はたまに回ってくる魚だけしか獲れません。福島の漁師も、日常はこの浅い海を頼りにして生活しているに違いありません。

そのど真ん中に放水口を置いて汚染水を流すなんて、とんでもないことです。

E20 私の知る限りでは、イギリスの実験で、トリチウムが食物連鎖によって魚にたまっていたこと明らかになったことがあります。水分子のトリチウムが、同位体交換でたんぱく質なんかの水素と置き換わるからではないでしょうか。だからトリチウムに害はないという政府の言うことはとても信用できません。

汚染水タンクをつくる場所がないというのも、嘘くさいですね。どう見ても、福島原発の周囲にはだれも住んでいないじゃないですか。トリチウムの半減期は10年ちょっと。100年たてば1000分の1になるのですから、それまで待てばすむことでしょう。

また、海水でうすめてと言いますが、うすめてもトリチウムは減らないでしょう。ゴミを一か所にまとめたら汚いけど、広範囲にばらまけば目ただない。こういうなのはインチキとしか言いようがありません。

福島第一原発の汚染水の海洋放出に反対します。

海水で薄めて海に流すのであれば放出量に変化はありません。火星の水で薄めるのであれば薄める意味があるでしょうが。

E21 漁民の了解が得られるまでは放出しないと言う約束が本当であれば、トンネル工事は直ちに中止してください。

約束を破るための工事を先に進めるのは失礼極まります。そういうことをしながら、薄めて流すと言われても、薄めると言う行為も信じることができません。

該当箇所 3ページから12ページ

E22

意見 「設計、設備について措置を講ずべき事項の適切かつ確実な実施を確保」することが求められていますが、地下水ドレン汲上げ水に関する実施計画には欠陥があって「確実な実施を確保」できない状態であり、かつ、実施計画通りには実施されていません。その結果、地下水ドレン汲上げ水約 6.5 万トンが ALPS 処理されて約 65 万トンのタ

ンク貯留水に混在しています。その海洋放出は実施計画違反であり、審査書は撤回し、 審査をやり直すべきです。

理由 措置を講ずべき事項 III では、「II. 設計、設備について措置を講ずべき事項の適切かつ確実な実施を確保」することが求められていますが、「確実な実施」は「確保」されていません。措置を講ずべき事項は「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」に反映されており、2015 年 1 月 21 日に認可(2014 年 12 月 25 日変更申請(サブドレン他水処理施設の本格運転)の認可)された実施計画には、「II-2.35.1.5.4 地下水ドレン集水設備」の項で「地下水ドレン集水設備は、地下水ドレンポンド揚水ポンプ、地下水ドレン中継タンク、地下水ドレン中継タンク移送ポンプ、及び移送配管で構成する。地下水ドレン集水設備により汲み上げた地下水は集水タンクへ移送する。」とされ、そのフローチャート「サブドレン他水処理施設の排水管理に関する運用について」(III-3-2-1-2-添 1-1)には、「H-3 が 1,500Bq/L を下回らない」場合は「タンク等へ移送及び原因調査」となっています。ところが、この実施計画の「確実な実施」は確保されていません。

第1に、汲上げ水のうち約6.5万トンは、地下水ドレン中継タンクから集水タンクへは移送されず、ウェルタンクを介して2号機タービン建屋へ移送されています。

第2に、「H-3が1,500Bq/Lを下回らない」場合の移送先となる「タンク等」や移送配管等の仕様および移送ラインは実施計画のどこにも記載されておらず、そもそも存在せず、「確実な実施」は不可能です。

第3に、汲上げ水を中継タンクから集水タンクまたは2号機タービン建屋のどちらへ移送するかは、「それを集水タンクへ移送した場合にH-3が1,500Bq/Lを超える可能性がない」場合には集水タンクへ、「可能性がある」場合には2号機タービン建屋へと仕分けて移送していましたが、このような管理は実施計画には一切記載されていません。

その結果、第 4 に、集水タンクで、H-3 が 1,500Bq/L 以上になって「タンク等へ移送及び原因調査」となった汲上げ水は発生しませんでしたが、「仮に集水タンクへ移送していたら H-3 が 1,500Bq/L を超えていたであろう汲上げ水 6.5 万トン」が 2 号機タービン建屋へ移送され、大量の建屋滞留水と混在して ALPS 処理され、少なくとも 65 万トンの処理水となってタンクに貯留されています。つまり、現時点で 132 万トンの ALPS 処理水の大半に「H-3 が 1,500Bq/L を超えるサブドレン及び地下水ドレン」の汲上げ水が混在しています。

脱原発福島県民会議等 10 団体との 2 月 9 日の意見交換の場で、原子力規制庁担当者は、次のように回答しています。

- (1) トリチウム濃度が 1500Bq/L を超えるサブドレン及び地下水ドレンの水は、実施計画のフローチャートでは「タンク等に移送して原因精査」となっていて、そこで作業の手続きは止まらねばならない。
- (2) 仮に(1) のサブドレン及び地下水ドレンの水が、建屋滞留水等と混在して ALPS で処理され、ALPS 処理水として混在したままタンクに貯蔵されているとすれば、サブドレン及び地下水ドレンの水が混在している ALPS 処理水は海洋放出できない。原子力規制

庁としては「混在」していないと考えている。

(3)(1)に該当するサブドレン及び地下水ドレンの水は 6.5 万トン程度になると指摘されているが、それが「タンク等に移送して原因精査」された後、実際に、どこにどのような状態で存在しているか、ちゃんと調べて福島みずほ事務所に回答する。

2月17日付けで原子力規制庁原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室から福島みずほ参議院議員事務所へ届いた文書回答は「原子力規制庁としては、御指摘の『トリチウム濃度が1500Bq/Lを超えるサブドレン及び地下水ドレンの水』はこれまで発生していないことを東京電力ホールディングス株式会社に確認しています。また、『トリチウム濃度が1500Bq/Lを超えるサブドレン及び地下水ドレンの水』が発生した際には、実施計画のとおり、タンク等へ移送し敷地内で貯留されるものと認識しています。」というものでした。

これは、上記の第1から第4に記載した通りの経緯を経た結果、集水タンクでは「H-3が 1500Bq/L を超えなかった」ものの、それを回避するためにトリチウム濃度の高い約6.5万トンの汲上げ水が2号機タービン建屋へ移送され、ALPS 処理水と混在するに至ったものであり、海洋放出することはできないはずです。ましてや、このような事態は、実施計画そのものが「確実な実施を確保」できない欠陥を含んだものであり、実際にも「確実な実施」がなされなかったことによる直接的な結果です。

これは原子力規制委員会・原子力規制庁による実施計画認可・検査における重大な瑕疵の可能性を示唆するものであり、審査書そのものを撤回し、根本的に審査をやり直すべきです。

ちなみに、2016 年 12 月 8 日に認可(2016 年 11 月 2 日変更申請(地下水ドレン前処理 設備の設置及びサブドレン集水設備移送配管の仕様変更)の認可)された実施計画の 「II-2.35.1.5.4 地下水ドレン集水設備」の項には、「地下水ドレン集水設備」に「地下 水ドレン前処理装置」が追加され、「地下水ドレン集水設備により汲み上げた地下水は集 水タンクまたはタービン建屋へ移送する。」とされていますが、ここでタービン建屋へ移 送されるのは前処理装置出口濃縮水(塩水)であり、移送先も2号機タービン建屋ではな く3号機タービン建屋であり、今までの移送量も約0.2万トンにすぎません。

- 0. そもそも論(放射能汚染水処理施策がやることなすこと信用されない理由)
- (1) 南アルプスの美味しい水を惹起させる ALPS 処理水などと欺瞞的な名前を付ける姿勢。
- (2) 安全だと言うなら、霞が関や原子力規制庁の売店や自動販売機で飲用可した ALPS 処理水を販売してはどうか。或いは以下リンクにある宮城県漁師さんの提案「飲用可した ALPS 処理水を備蓄用飲料で役所に置け」を本気で実施したらどうか。

https://bunshun.jp/articles/-/61308

- ※自分は東電株主だが、2018?2019年の総会で福島の水/木戸川の水を総会土産に配布していた。警備に来ていた公安警察官に渡そうとしたが、遠慮して断られ悲しかったのを覚えている。
- (3) もう一つそこまで安全なら、1F 敷地内汚染水タンクの前に処理水関連官庁(原子力

E23

規制庁、経済産業省資源エネルギー庁、復興庁、環境省及び東京電力)の職員子弟(14歳以下)を連れて行き飲水させて無影響なことを証明してはどうか。

自分の子供の口に入れられないものを人類共通財産である海に投入するほどまだ日本の官僚は腐っていないと思いたい。ちなみに同様のことを 2011 年秋に東電に電話して女性社員に言うと逆ギレされた。自分の子供の口に入れたくないもの海にぶん投げるのかと指摘したら黙り込んだ。

以下、各論。

1. 陸上での保管、処分を検討すべき

技術者や研究者も参加する「原子力市民委員会」は「大型タンク貯留案」、「モルタル固 化処分案」が十分に検討されていない。実績のあるこれらの案を検討に入れるべき。

2. 用地について十分検討されていない

敷地拡大不可を海洋放出の理由にしているが虚偽だろう。敷地的には汚染水の問題が無い 2F 敷地もまだ余裕があることを作為的に無視しているとしか見えない。また地元の声として、現地町議の声地元の町議から「『汚染水を流すぐらいだったら自分の土地を使って置いておいて』という声が非常に多い」との意見にも耳を傾けるべき。

3. 漁業者の反対を無視すべきではない

北洋漁業を経験していた父方祖父、そして東京水産大学教授だった母方祖父を考えると、漁業者が反対する気持ちは痛いほど理解している。2年で異動するから逃げることが出来る役人の感覚で海洋投棄されては困る。丁度30年前、ソ連崩壊後のロシアで処理できなくなった原子力潜水艦の放射性廃棄物を日本海にガンガン投棄していたが、かつて立派だった日本の官僚も混乱期ロシアの自分しか考えない腐れ役人に堕したということだろうか。

#### 4. 合意形成のあり方について

「御意見を伺う場」が殆ど無く、意見を言ったとしても方針に反映される保証が無い。 意見を言う時間取ってやっただけ有難いと思えよと言う態度が鼻につく。

こんな合意形成しかしないなら、国会議員から質問主意書を汚染水の件で毎日提出して答えを聞いたり、ネット中継入る野党ヒアリングでガンガン叩いて思い知っていただくしかない考えになっている。

E24

E25

ALPS処理水(トリチウムを含む放射能汚染水)の海洋放出を前提とした変更認可は 認められません。海洋放出について漁業者など関係者の理解は得られていません。それ にも関わらず海洋放出をするための手続きを進めることは、原子力規制委員会がすべき ことではありません。

該当箇所: 1ページ 12?22 行目 (2. 変更認可申請の内容) および 7ページ 3?5 行目 意見:法令では「敷地境界での実効線量が、放出放射能の濃度限度比総和を含めて、

1mSv/年であること」が求められていますが、敷地境界線量は今も3?9mSv/年と高く、 違法状態が続いています。現状では、ALPS 処理水の「故意の海洋処分」による新たな放 射能放出は法令違反であり、できないはずです。にもかかわらず、敷地境界の実効線量 から「事故由来の放射性物質からの寄与」を除外することで、それを認可しようとしていますが、それを正当化できる法的根拠はありません。「そうしなければ、放射能災害のリスクが高まるため、やむを得ない」という緊急避難的理由もありません。また、ALPS 処理水放出に伴う被爆線量「評価の目安」として用いられている「50μSv/年」は線量拘束値ですが、これは計画被ばく状況で用いられる概念であり、現存被ばく状況において適用するのは場違いであり、これをトリチウムの年放出管理値 22 兆 Bq を緩和する根拠とすることもできません。審査書は撤回し、審査をやり直すべきです。

理由:「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の 防護に関して必要な事項を定める告示」(以下「告示」)の「(周辺監視区域外等の濃度限 度)第八条」第六項には、次のように記されています。

「外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中又は水中の放射性物質を吸入 摂取又は経口摂取するおそれがある場合にあっては、外部被ばくによる一年間の実効線 量の一ミリシーベルトに対する割合と空気中又は水中の放射性物質の濃度のその放射性 物質についての空気中又は水中の放射性物質の前各号の濃度に対する割合との和が一と なるようなそれらの放射性物質の濃度」。

これは、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(以下「線量告示」)の「(周辺監視区域外の濃度限度等)第八条」第六項の条文と一言一句同じです。つまり、いずれの告示においても、「外部被ばくによる一年間の実効線量」は「周辺監視区域」との境界における外部被爆線量で線量限度「一ミリシーベルト」を超えないことが求められています。

この外部被爆線量から「事故由来の放射性物質からの寄与」、いわゆる「現存被ばく状況に伴う線量」を除外できるという規定は、炉規法および関連する政令、規則、告示のどこにもありません。にもかかわらず、措置を講ずべき事項では、「II. 設計、設備について措置を講ずべき事項」の「11. 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等」において、放出放射能抑制と敷地周辺線量低減を求め、「特に施設内に保管されている事故後に発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量(発電所全体からの放射性物質の追加的放出を含む実効線量の評価値)を、平成25年3月までに1mSv/年未満とすること。」と指示しています。これを原子力規制委員会は「追加 1mSv/年」と称していますが、これは「告示」や「線量告示」の「1mSv/年」に置き換えられるものではありません。

また、この「追加 1mSv/年」の措置要求は、達成期限が変更されたり、「追加 2mSv/年」へ変更されたり、追加線量からタンク貯留水寄与分が除外されるなど、場当たり的に変更されていて、とても法令と言えるような代物ではありません。具体的には以下に示す通りです。

当初の措置要求は、汚染水の地下貯水槽への移送で実現されたものの、1週間も経たないうちに、地下貯水槽から汚染水の漏洩が発覚し、汚染水をタンクへ移送したところ、2013年4月には追加線量でも7.8mSv/年へ急騰しています。これを受けて、当初の「2013年3月までに追加1mSv/年」が「2015年3月末までに追加2mSv/年、2016年3月

末までに追加 1mSv/年」へ変更されています。同時に、「2015 年 3 月末までに、タンクに 貯蔵された汚染水以外に起因する敷地境界における実効線量(評価値)を 1mSv/年未満 にすること」が加えられ、「事故後に発生した瓦礫や汚染水等」から最大寄与分の「タン ク貯留水」が除外されるなど、「追加線量」の定義さえも変更されています。このように 状況次第でコロコロ変わる「追加 1mSv/年」が、「告示」や「線量告示」等の法令におけ る「1mSv/年」に置き換わるものだとは到底言えません。

さらに、この「告示」や「線量告示」等の法令において「実効線量の算定から除外できるものは診療及び自然放射線による被ばくのみとなっている」ことは、第 37 回原子力規制委員会(2020.11.11)での原子力規制庁報告「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(数量告示)第 24 条の改正方針についての検討結果」で具体的に記されています。すなわち、福島第一原発は線量告示等の「1mSv/年」を満たせない違法状態にあるため、線量低減のために「追加 1mSv/年」が措置要求されたのです。これは、あくまで「線量低減のために導入された、暫定的で、期限のある」措置要求にすぎず、「追加1mSv/年」さえ満たしていれば、法令違反にはならず、故意に放射能を放出しても良いというものではありません。ALPS 処理水のように、海洋放出しなければならない緊急避難的な理由がなく、海洋放出以外にも代替手段がある場合に、また、関係者等がその放出に「絶対反対」している中で、それを無視して、故意に海洋放出を強行することは、違法行為を積み重ねるものと言えます。

海洋放出に係る放射線影響評価では、「代表的個人に対する被ばく線量は・・・となり、評価の目安である 50  $\mu$  Sv/年と比較すると極めて小さい」としていますが、この「50  $\mu$  Sv/年」は「線量拘束値」であり、第 65 回原子力規制委員会(2022. 2. 16)で了承された「放射線影響評価の確認における考え方および評価の目安」に基づいています。実施計画変更申請の審査では、これが、年間トリチウム放出量を年放出管理値 22 兆 Bq から緩和する際の目安として使われていますが、線量拘束値は、計画被ばくにおける事業所毎に割り振る最適化の目標となる制限値であって、現存被ばく状況にある福島第一原発には適用できないはずです。また、国内法令に導入されてもいません。国内法令に導入されていない ICRP 勧告や IAEA の基準を都合良くつまみ食いして、あたかも国内法令に則ったかのような審査や認可は行うべきではありません。

以上より、審査書の撤回と審査のやり直しを強く求めます。

核実験と原子力施設で人為的につくり出された放射性物質の一つトリチウム。

現時点では、水と同位体のトリチウムを分離するのはコストがかかりすぎて現実的では ないと言われている。もし、分離ができるのなら汚染水を海へ放出しようなどという話 にはならないはずである。

E26 放射性物質の半減期は様々で、セシウム137など我々が生きている間に安全なレベルにまで減衰されないものもある。

その上、放射線被ばくの影響を考える際の、「直線しきい値なしモデル」(LNT モデル)は、"いくら低線量であっても、放射線の影響を無視してよいというしきい値は存在しない"という考えがある。

故アリス・スチュアート博士は「たとえ1本の放射線であっても、ピンポイントに遺伝子を破壊することがあるのです」と明言している。

つまり、汚染水を薄めたから単純に安全だという事にはならないという事である。

また、海洋に出たトリチウム水が均一に薄められるという保証はない。地球上では多様な形の海岸があり、海水の流れも一定ではない。海水の動きは自転する地球に大きく影響されてもいる。台風も異常気象も今のところ人間の力で完全制御はできない。斯様にして人間の計算通りにはいかないことは自明である。

日本だけではなく、世界中の原子力施設から一定の濃度制限のもとに汚染水が放出されたとしても、放射性物質の総量は増えていく。放射能汚染のホットスポットが地上で見られるように、海洋においてもどこかの濃度が際立って大きくなる恐れもある。同時に総量に対する規制も欠かせない。

この地球では、自然を無視し便利を追い求めすぎた結果、大気が汚染され、川と海が汚染され、公害に苦しんでいる危機的状況にある。

そのため、人為的に作り出された放射性物質は、環境に漏れ出ないように、厳重に閉じ込めておくしかないのである。それができないうちは、人工放射性物質(固体廃棄物含む)という"我々が生存している間に到底安全に浄化することができない負の遺産"をこれ以上増やさぬよう、直ちに原子力政策をやめ、唯一の被爆国でもあるこの日本がパイオニアとなり、環境汚染・負荷を極限まで少なくした新たなエネルギーを開発、推進していくしかない。

そして何よりも、内部被曝という健康被害を防止するために、放射能に汚染された魚介 類を食する事になる事は断固として避けたい。

国は、このような海への汚染水放出に対する反対意見を重く受け止めていただきたく存じます。

E27

他の国がどうとか言っていますが、放射性物質を環境に出さないのは防護の基本です。 福島第一はこれまで、他の国の核施設とは比べものにならない量の、アンダーコントロールではない放射性物質の排出をしてきました。そのような原子炉のある国の規制庁として、できる限り放射性物質を外に出さない規制をすべきです。今回のものは、処分方法にまだ検討の余地があるのはご存じの通りです。決して海に捨ててはなりません。放射性物質を見えるところ、アンダーコントロール下に置いておきましょう。以上です。

# 意見1前提となる基本情報の欠如

E28

申請書ならびに審査書では計画にあたっての基本情報が欠落している、あるいは未更新である。東電作成の 2022 年 11 月 14 日付け変更認可申請書には 2022 年 10 月時点の保管水量 132 万 m3 とあるが、今後の発生見込み総量の記載はない。また、含まれているトリチウム総量については東電処理水ポータルサイトを通じて 2021 年 4 月 1 日時点での約780 兆ベクレルという数値が 2 年にもわたって放置されたまま更新されていない。この間増加した汚染水量、タンクに流入したトリチウム量、一方での減衰量を評価したうえでの現状値の把握は計画を作成、認可する上での大前提であり、これら基本情報が放置

されたままというのは怠慢でしかない。

更に、今後の発生汚染水量とそこに含まれるトリチウムならびに他核種の総量見込み値がなければ、最終的に海洋に放出されるそれらの総量が不明のままである。濃度をベースとした環境影響評価のみならず、放出される放射性物質の総量や蓄積を考慮した評価を実施すべきである。

意見2見込み放出期間の不確かさ

2012年11月14日付け変更認可申請書の添付 IV「ALPS 処理水の放出に係る期間に関する考察」には放出期間についてのシミュレーションの前提と結果が以下のように示されている。

- ・汚染水放出の目的は廃炉作業に必要な敷地を確保すること
- ・放出は 2023 年度に開始し、廃炉ロードマップ終了時に合わせた 2051 年度に完了
- ・建屋内に残るトリチウム量は最大ケースで約1150兆Bq、最小ケースで約81兆Bq
- ・結果として、トリチウムの年間最大放出量は最大ケースで 22 兆 Bq、最小ケースで 16 兆 Bq となり、上限値 22 兆 Bq を上回ることはない。

このシミュレーションに対しては以下の疑問がある。

第一に、前提となっている 2051 年度までのデブリ取り出しという廃炉ロードマップの目標は、この 12 年間の進捗を見ればもはや実現不可能であることは周知の事実である。廃炉作業のための敷地は当面必要とはせず、汚染水あるいはモルタル固化物の保管スペースに充てるべきである。

第二に、凍土壁やサブドレンなどの汚染水発生の抑制諸設備は老朽化が著しく、1 日あたり 100m3 以下を継続、また 2051 年度にはデブリが除去されてトリチウムや他核種の流出が止むという見込みはあまりにも楽観的に過ぎる。

第三に、現在稼働している ALPS 設備各系列の性能、稼働率といった運転の実態が報告されていない。現在も発生しつつある汚染水処理のみならず、他核種を除去するために現在貯められている汚染水の約7割は ALPS 設備に再通水せねばならない。ALPS 設備では副生する放射性汚泥の処理の困難さにも直面している(HIC 容器耐用年数問題、汚泥固形化装置の不備問題など)。ALPS 装置の今後の稼働には大きな懸念が残り、放出計画そのものの実現性が担保されていない。

意見3採択すべき最良の選択肢

実施計画書は ALPS 処理水の海洋放出を前提としているが、改めて、モルタル固化案という、以下のように多くの利点を持つ選択肢に切り替えるべきである。

- ・放射性物質の環境への放出を半永久的に避けられる。
- 汎用土木技術で施工が可能
- すでに各原発の低レベル廃棄物処理に小規模適用されている
- ・廃止措置中の米国のサバンナリバー核施設で大規模実施中という実績がある。

尚、2016年の経産省トリチウム水タスクフォース報告書をもとに、経済的優位性(80万トン処理の場合で34億円)も大きな理由の一つとして海洋放出案が選択されたが、その後、希釈放出諸設備、地下トンネル工事費、風評被害対策基金などで支出は膨れ上が

	り、経済的優位性は失われている。更に太平洋沿岸各国や国際 NGO などからの抗議や国際的な信用資産の喪失なども考慮されねばならない。海洋放出案ありきの政策は再度見
	直すべきである。
	・1-1 海洋放出設備の運転・保守管理の体制
	「ALPS 処理水の海洋放出に必要な運転・保守管理の体制が適切に整備されることを確認
	した」とあるが、これまでの東京電力の会社としてのガバナンスに多々問題があること
	が明白である。東京電力が記述していることが真に実行を伴うのか確認するための対応
	方法を示す必要がある。
	<ul><li>1-2, 1-3、2-1 に共通することであるが、東京電力の提出する数値や数値に関する内容</li></ul>
	の信頼性の確認はどのように行うのか、東京電力の示す数値等は度々訂正せざるを得な
E29	い実態があった。
	東京電力提出の数値等に関して、正確性の確認方法を示す必要がある。
	・2-1 に判断基準ととして記されている"評価のめやす"、"誘導考慮参考レベル"の科
	学的・実証的根拠を示すべきである。
	・ALPS 処理水の海洋放出にあたり「地元に理解が見通せず」との報道もある。地元の理
	解の位置づけはどのようになっているのか全く不明である。
	地元の理解無くしての海洋放出はあり得ない。
	東京電力に"廃炉をやり遂げる"責務があることは自明、東京電力が取り組み、解決す
	べき"地元の理解・了解"の位置づけを明記すべき。
	A L P S 処理水という呼び方は、一見安全そうな印象を与えますが、トリチウムが含ま 
	れます。
	トリチウムが体内に取り込まれると細胞の中にとどまり、DNA を破壊し続けます。
E30	日本が汚染水を海に流せば海外の人は日本産の海産物を避けるようになります。 
	私の子どもは魚が大好きですが、食べさせるのにちゅうちょします。今後子どもたちに 
	安全な魚を食べさせることができなくなるのは悲しいです。
	保管するタンクを増やしてください。 
	有害物質を海に流すことは人権侵害にあたります。 
	ALPS での処理は一部の核種だけを処理して、全ての問題を解決したように見せかけて報
E31	告してますが、汚染水の全ての核種を処理しているわけではないですよね。 
	処理水を海洋に放出することは自然界に回復困難な大ダメージを与えます。 
	│海に放射性物質を流さずに、汚染処理水を解決するようお願いいたします。 │────────────────────────────────────
E32	私たちの安全の為、海に放射性物質を放出するのは絶対に止めてください。 
	汚染水の解決をしてください。
	本当によく考えていただきたいです。
	どうぞ宜しくお願い致します
E33	福島原発事故に伴う放射能汚染水の海洋放出について、政府の放出方針に対して、なぜ
	原子力規制委員会は反対しないのですか。福島原発事故を教訓にして、「規制」と「推

進」が分離され、国民や原子力施設等の安全確保が最優先されるために、原子力規制委員会があるのではないのですか。

私は70歳ですが、富山県の神通川流域で生活しています。イタイイタイ病の被害者の苦しみ、汚染された土壌復元の困難さ、そして加害企業である三井金属神岡鉱山の作業現場も見学し、今も未処理のまま大量に堆積している有毒鉱滓など、公害が発生したらいかに長い年月にわたり大変かを見続けています。

イタイイタイ病や水俣病、四日市公害をはじめ。全国各地に公害問題が多発した1970年代の教訓として、「濃度規制から総量規制へ」の政策転換がはかられました。汚染物質を大量の水で薄めて川や海へ放出したり、排煙などを高煙突化して大気中に放出する手法では、かえって汚染物質を拡散させたり、問題が生じても回収など対策ができないことから、かえって新たな公害が拡大しました。その反省に立って、希釈ではなく「総排出量規制」に転換がはかられたはずです。

ところが、それから50年後の今日、「大量の海水で希釈して海洋放出する」という手法で福島原発事故の汚染水を処理する動きが進んでいます。これは50年前に否定された手法であり、「処理」「放出」という言葉ではなく、「お選手の海洋投棄」です。いったん海に放出されたら、何か問題が生じても二度と汚染物質を回収することはできません。

歴史の教訓を学ばない国は、同じ失敗を繰り返します。でも、その被害を受けて苦し むのは国民(今回の海洋放出では、国外の人々も被害者になる危険性がある)であり、 国や霞が関の官僚の皆さんは痛みも感じないでしょう。

私は今日も神通川を見ながら、福島原発事故の汚染水の海洋放出は中止し、他の方法 (濃縮、固化等)により地上管理するよう転換することを強く訴えます。原子力規制委 員会が本来の役割に立ち戻り、政府の安易な海洋放出方針に待ったをかけることを強く 望みます。 以上

E34

原子力規制庁ならば本気で人と環境を放射性物質から守ってください。トリチウムは体に取り込まれやすく海洋放出を軽く考えてはいけないです。海に放射性物質を流さずに、汚染処理水を解決せよ。 日本国内でもトリチウム放出量が多い加圧水型原発周辺で白血病やがんでの死亡率が高いとの調査結果も出ています。またノーベル物理学者の小柴昌俊氏とマックスウェル賞受賞者の長谷川晃氏が2003年に連名で、「良識ある専門知識を持つ物理学者として、トリチウムを燃料とする核融合は極めて危険で、中止してほしい」との「嘆願書」を当時の小泉純一郎総理大臣あてに提出している。そのなかで、トリチウムはわずか1ミリグラムで致死量になり、約2キログラムで200万人の殺傷能力があると訴えています。海の水は世界をかけめぐります。したがってこんな政策をすることを許す政府の人たちにも間接的に健康被害を被ることになる事を分からないのでしょうか。まさに自業自得です。目を覚ましてください。

処理水の放出は基本的にはやむを得ないかと思いますが、放出に当たっては塩分濃度を 検討すべきではないかと思います。どのような状態で放出されるのかは承知しておりま せんが、もし淡水で放出されるのであれば周囲の海水と混ざり合いながら水面に向かう と想定されます。 E35 無害との判断ではあっても1キロ程度の沖合では心理的には抵抗があると思います。ど の程度が適当かはわかりませんが、海中で周囲に影響がない範囲で塩分濃度を極力高く して放出すれば、基本的には深い方に向かうことになり安心の度合いが高まると考えま す。 汚染水を海へ放出することに反対します。 E36 汚染水を海へ流してしまったら国内だけでなく外国へも何かしらの影響があると思いま す。そうすれば諸外国からの信頼はなくなるのではないでしょうか。 海に放射性物質を流さずに、汚染処理水を解決していただけますでしょうか。 流してしまっては生物濃縮される恐れがありますし、安全性も確認したのでしょうか。 長期的な安全性なんて誰も確認できていません。 いずれ、私たちの口にはいると思います。 E37 被爆の症状は多岐にわたるのに、なにがあっても因果関係不明で片付けられてしまった ら被害の状況もわかりません。 自分たちの住む環境を汚さないようにしてください。 海洋放出の影響を受けるのは「全世界」です。 「海に面した地域」は直接影響を受けますし、面していない地域でも海産物を食べる人 はいるでしょう。 なのになぜ、全世界の許可を積極的に取りに行かないのでしょうか? 原子力発電は世界中で使われている技術なのですから、全世界から海洋放出について承 認を受けることができれば、誰にも文句のつけようのない正当な解決策とすることがで きます。アセスの手法を「全世界」から募り、リスクが完全に排されるまでは海洋放出 はしない、という態度を示すだけでも、日本への信頼は深まるはずです。これは国際社 会に日本の誠実さを印象づける大きな大きな機会です。 E38 ところが、東電と日本政府は、近隣の国家はおろか、日本の住民、漁村の人々からすら も、信頼を得られていません。お金でデータが作られていることをみんな理解している からでしょう。丁寧な説明とはほど遠い、カネにものを言わせたポジティブキャンペー ンで、人々の懸念を煙に巻き、ますます信頼を損ねているのです。 ましてや、日本は海洋国家です。海洋国家が海を汚す模範になるなど、童話の悪役だけ で十分です。 それとも、政府や東電は、作り話の悪役のように、お金や地位を子供や環境と引き換え にしているのでしょうか? 後ろめたいから説明をおろそかにしているのではないでし ょうか?

自信があるなら、世界に許可を求めてください。何十年かけてでも。その価値はあります。わたしたち日本人は、今、お金で買えないものをリスクにさらしているんです。 繰り返します。「処理水」海洋放出の利害関係者は「全世界の住民」です。したがって、 許可は全世界にも求めるべきですし、説明も全世界に対して行うべきです。海洋放出は

日本という国が「全世界の人々との共存共栄を真に目指す国である」ことが示されることを願ってやみません。世界の範となるべく、政府と東電にまっとうな行動を求めます。

放射能に汚染された水を海洋放水によって処理することに反対します。

#### <理由>

E41

許可を得てからです。

ALPS によって処理された水 ということだが、この処理水にはトリチウム以外にも多核種が存在していることが明らかになっている。取り除くことができなかったストロンチウム 90、ヨウ素 129、ルテニウム 106、テクネチウム 99、プルトニウムなども基準値を超えて残留している。また、トリチウムは染色体異常を起こすという報告もある。

普通の原発からもトリチウムは排出されているというが、原発事故でデブリとなった核 燃料に直接触れた汚染水は、通常運転の管理された原発からの排水とは全く違う。

E39 海洋放出の方針を中止して、処理汚染水をセメント・砂とともにモルタル固化させる米 国のサバンナリバー核施設で大実施されている処分方法を採用するべきである。

海に放射能汚染水を放出することは、全国、全世界の海を汚すことであり、国際的に も問題である。現に反対する国々が声を上げている。

それから、「汚染水は安全なので海に流す」といった CM を、東京オリンピックで逮捕者まで出した電通に依頼して放映しているのは大問題だ。こうやってプロパガンダを流している時点で、東電も政府も原子力規制庁も信用されなくなっていく。

他にもいろいろな問題点がありますが、政府や東電の理屈ではなく生命の尊重を第一 に考えた政策をお願いしたい。

該当箇所 3、4p 1-1 海洋放出設備の運転・保守管理の体制

運転・保守管理には、作業員の放射線管理が伴う。作業員の放射線管理として、汚染水 E40 タンクにどの核種がどれだけ含まれているかを把握しておいた方がよい。そのために、 汚染水タンクに貯めた汚染水(アルプス処理後の汚染水)を測定し、64 核種の総量を出 すべきだ。

そもそも、トリチウム以外をゼロに出来ないのに海洋放出するのは間違いだと思っている。そして、海洋放出を日本だけで決定したことに疑問を持つ。せめて太平洋に接している国々の了承を得るべき事柄だ。IAEA は国際社会ではないし、今からでもそうするべきだと思う。又、海洋放出が決定する前から放出のための工事を進めていた(それが OKとされていた)事も不信感を覚える進め方だったと思っている。そういう事や柏崎刈羽の数々の問題も起こしていることから、世間における東電の信頼性評価は低いと思う。こういう状況からも、ALPS 処理水の測定・評価は、フェアな実施ができる信頼性ある

E-18

(癒着しない) 第三者が行った方が良いと思う。又、そのデータは誰からの要求でも開 示できるか、常に公開しておくようにして頂きたい。 ・1ページの20行目「1未満を」は「1未満であることを」のほうがよい。 ・1ページの23行目「令和4年7月22日の」と、1ページの脚注の1行目「令和4 年度第51回」とは、どちらかに記載の方法を統一したほうがよい。 ・4ページの13行目「開始されるまでに」は「開始される時点までに」のほうがよ い。 E42 5ページの13行目「確実に」は、具体的に何をもって言えるのか? ・5ページの14行目「未満」は「以下」であるべきではないのか? 手順3、4では 規定濃度以下で除外しているのだから。 ・6ページの8行目「原子力規制委員会」は「規制委員会」のほうがよい。3ページの 13行目で略称を定義しているから。 「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施 計画の変更認可申請(ALPS処理水の海洋放出時の運用等)に係る審査書案」に対す る意見の募集について 食料自給率の極端に低い日本に取って、海産物は非常に重要なものです。長期的な魚や E43 海藻への放射性物質の蓄積は計り知れず、子どもや孫世代の健康への影響が不安でたま りません。 また中国外交部が海洋放出に反対であり、海洋放出以外の処分を検討するよう日本に呼 びかけていると知りました。海洋放出の強行は、近隣諸国だけでなく、国際社会との紛 争の火種になるのではないでしょうか。 よって、原発処理水の海洋放出には強く反対致します。 処理水の海洋放出に反対します。地上で保管するのは多くの費用が掛かりますが、場所 など探す気があれば必ず見つかります。やるつもりがないなど許されません。今委員の 方が生きている間、あと数十年は地上に置き、少しでも放射性物質を減らすのが、最低 E44 限、事故を起こした事業者、その監督機関の務めです。早く問題から離れようとしない でください。これを強行して地震ばかりの日本で原発再稼働もするのでしょうか? 建 屋周辺から出ている水を先にコンクリートで止めて下さい。冷静に考えて延期して下さ い。 「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施 計画の変更認可申請(ALPS処理水の海洋放出時の運用等)に係る審査書案」につい て E45 まずは、海洋放出が既定路線のように進んでいることに強く危惧を表明しはっきりと抗 議をいたします。 海洋放出は今一度、考え直すべきです。 まず第一に、海洋放出に関しては、地元の関係者との話し合いが前提の約束のはず。

岸田首相は合意ではなく理解、と、言いましたが、きちんとした合意を前提とするべきです。

また岸田首相は、「判断基準「数値目標はない」などとおっしゃっていましたが、(福島民報 2023/03/09 インタビュー) きわめて非科学的なお言葉。

諸外国の目も、そそがれている本案件で、およそ一国の首相が、その程度の認識であるところで理解を、といわれましても、地元の方も、日本国民も、海外の方も、納得できるものでは、ありません。

理解というのは強要するものであってはなりません。

第二に、東京電力という会社が信用できないということです。

検出器で安全アピールを続けてきたという話もあります。

柏崎刈羽原発では、運転停止を命じられるような重要なセキュリティ問題を起こし、規制員会の委員長に「柏崎刈羽原発の運転禁止「解除難しい」」とまで言われているのが、現状。

またつい先日(3月19日)福島第一原発の処理水のタンクで不具合が発生、「約8トンの処理水が別のタンクに流れ込んだ」という事態に。(FNN 3月21日の報道など) そして、汚染処理水の安全性を強調しようとするあまりに、線量を検出できないような

東京新聞「東電、トリチウムを検知できない線量計で処理水の安全性を誇張 福島第一原発の視察ツアーで 2022 年 10 月 3 日 」https://www.tokyo-np.co.jp/article/206024

東京電力という会社が、そもそも信用できないのですから、この事業をさせることに、 反対です。

また、この汚染処理水に多核種の放射性物質が残存していることを、報道で説明せず、 「トリチウム水」であると強調してきたというやり方も、大変よくない。

CMをかけて安全であるかのように喧伝するやりかたも、よくないです。

事実をきちんと 誰の目にもわかるところに掲げてこなかった。これは東電も、また指導してる官庁にも、多大な問題があると言わざるを得ません。

このような経緯がありながら、処理水放出ありきで話をすすめることには、はっきり反対と、述べさせていただきます。

まず、この前のめりの姿勢をあらため、いったん立ち止まり、全ての状況、すべての核種のデータを、国民にも、諸外国にもわかるように、掲げ、そのうえで、理解を強要などしないで、合意に向けた努力をしてください。

やるのだったら、最低限 第三者が残存核種を確認することが必要です。(本来は、タンク増設で地上保管のほうが良い。トリチウムは半減期が比較的短い放射性物質でもあるので。)

くり返しになりますが、東京電力が海洋放出をすることに反対をいたします。

地元自治体とも、真摯な話し合いのうえ「合意」をしてください。

理解をしろと押し付けるような態度は厳に慎んでいただきたいです。

以上です。

ALPS処理水の海洋放出に反対します。

「海洋放出」が前提となっていることが そもそも誤りであり、幾度か開催された公聴会でも出席者の圧倒的多数の声が「海洋放出反対」を占め、それを受けて政府、東電は「地域や人々の声を無視しては行わない」との結論を出さざるを得ませんでした。従って、「海洋放出」は約束違反と言わねばなりません。現在に至っても尚、地域住民はもとより漁業関係者、海外からも「海洋放出反対!」の声は益々強くなっています。それはその通りで、希釈しても総量が変わる訳も無く、結局は人類の未来や自然を破壊することにつながるからです。

E46

「海生動植物への吸収線量率は、誘導考慮参考レベル5の下限値を十分に下回るものであること」の論拠は?レベル5の下限値で放射能がゼロになるのですか?絶対安全になるのですか? しっかした論拠も示さず巧妙に言い換えて海洋放出を実行しようとするのは敢えて詐欺的手法と言わねばなりません。

原発事故は核災害です。福一事故を経験した今、私たちは もう、原発から手を引き、 廃炉を目指すべきで、これからの時代、政府がその先頭に立つことこそ求められている のではないでしょうか。

全般について:「海洋放出」を前提とする審査をすべきでない。 その理由は以下のとおりである。

放射能汚染水の海洋放出は、本来、倫理的にしてはならないことである。そのような行為は、人類及び動物、植物にとって大切にすべき共有物である海洋を大量の核物質で数10年間という長期間にわたり汚し続けるものであり、地球環境保全上はもとより、近年の緊急課題である SDGs 上からもしてはならないことである。

福島原発事故により生じた核物質による汚染水は、海洋に放出することなく地上で長期 647 的に安定に保管することが技術的にも経済的にも実現できるのである。具体的には、次 の2案が原子力市民委員会などから提案されている。

(1) 頑健な大型貯蔵タンク保管

この方式は石油備蓄基地で長年の実績がある。長所として貯蔵期間中に放射能の自然減衰効果が活用できる。トリチウム(半減期 12.3年)に着目すると、その減衰率は、保管期間 100 年で 0.0035、150 年で 0.0002、200 年で 0.00001 に減衰する。

(2)モルタル固化処分

半永久的に固まった状態での安定保管ができる。米国サバンナリバー核施設で実績がある。

国の政策として、海洋放出をやめて、これらの採用検討を求める。 原子力規制委員会は「海洋放出」を前提とする審査はやるべきでない。

#### 7頁に記載されている

- ・代表的個人に対する被ばく線量
- ・潜在被ばくによる代表的個人に対する線量
- ・海生動植物へ吸収線量率についての東電による定量的評価について、「令和4年2月 16日の原子力規制委員会において了承した評価の目安等を下回っており、人と環境に対 しての影響が十分に小さいことに変わりない」と記して規制委員会は是認している。し かし、前回令和4年の規制委員会の評価と同様に、東電による評価についての厳正な定 量的チェックが行われておらず、規制委員会は東電評価を再び鵜呑みにしていることは 看過できない問題である。

厳正な定量的チェックとして、次の2項目を実施することを求める。

- (1)放射性物質の海洋拡散状況予測についての実測調査データによる裏付け
- E48 (2) 東電が解析コードを用いて評価した放射性物質の海洋拡散状況およびそれを踏まえた 海生動植物の吸収線量率について、規制委員会が独自に実施するクロスチェック解析評 価

# 【注記】クロスチェック解析について

福島原発事故以前の設置(変更)許可審査においては、申請者の解析結果の妥当性を定量的に判断する科学的に厳密な方法として、規制機関が申請者とは別の解析コードを用いて同じ事故ケースを解析し、結果を綿密に照合するクロスチェック解析を導入していた(解析対象ケースは抜き取り)。しかし、規制委員会による新規制基準適合性審査(設置変更許可審査)になってからは、クロスチェック解析がまったく実施されておらず、今般の審査書案においても申請者の解析結果を妥当と判定する客観的で定量的な裏付けは何ら示されていない。

トリチウムだけではない、プルトニウム等の核種も喪取り除けないまま海洋放出はあり E49 得ない。生物濃縮して体内に入った場合どう責任をとるのか?核種を取り除けないなら 地上で適切に保管して下さい。

汚染水の放出に反対します。

ALPS で再処理をし、トリチウム以外の核種を取り除くといっていたが、取り除かれたほうの廃棄物についてどうなっているかほとんど報道も説明もなく、水の保管タンクがないとばかり言っているが廃棄物の保管タンクがなければ、そもそも処理がどこかで止まるし雨が降っても増えるのだからタンクは今後も必要ですよね。

ALPS 自体何度も不具合が出ていたし、とても信用できません。

半減期までしっかり保管を考えるべきです。

遮水もやりきれていないまま、新しい水だけ棄てていくのはおかしいです。

E-22

E50

	汚染水の生産量を抑えることに注力するべきだが、放出を認めたら東電はコストをみて
	それをやらなくなる。
	東京電力には原発を管理する資格はありません。
E51	令和 5 年度第 75 回原子力規制委員会資料 2 の P16 に記載されている、トリチウムは選定
	の除外になっていること、P19 に記載されている評価対象核種が 64 種類から 29 種類に
	変更になっている点で懸念が残る為、ALPS 処理水の海洋放出に反対致します。
	ALPS 処理水の海洋放出に反対します。
	理由は、使用済み燃料に直接触れた水は1次冷却水と変わらないですし、いくら ALPS で
	処理しても放射性物質の核種は取り切れないからです。
E52	又、代替案としては有識者の方が提案されているように、大型タンクに長期保管してト
	リチウムの量を減衰させた後に蒸発させ、残留物はモルタル固化するのが良いと思いま
	す。
	最後にもう一度、ALPS 処理水の海洋放出に反対します。
	処理水ではなく薄めた放射性物質汚染水です。
E53	放射性物質は遺伝子を壊します。
LJJ	海に流さないでください。
	生体濃縮されて病気を引き起こします。
E54	海の生態系への悪影響により食料安全保障へのそれの普及等各事象への影響深刻化が予
L04	想されることにより、汚染水の海洋放出に断固反対いたします。
	処理水という名の汚染水の海洋放出に反対します。
	理由は放射性物質が除去できていないからです。
	薄めて流せば安全というのは明らかに詭弁です。
	放射性物質が生体濃縮されることは昔から知られているではありませんか。
	形ばかりのパブコメで『はい、皆さんからの反対意見はほぼありませんでした。よって
E55	海洋放出を行います。それが民意ですから。』ってやり口は卑怯です。
	仮に反対意見が多く集まっても強行するのでしょうが。
	人間の心はありますか?因果応報って知ってますか?
	放射性物質が危険な物である以上、海洋放出もそもそもの原因である原子力発電も反対
	します。
	以上です。
E56	ALPS 処理水の海洋放出そのものにも問題があるのに、海洋放出前に確認する核種の選び
	方を変えるというのはどういうことか。しかも、昨年7月には 64 核種を確認するとのこ

	   とだったのが、29 核種だけに減らす大幅変更とは。
	とたうためが、29 核性だけに減らすべ幅を更とは。   規制委員会も、必要な管理体制が東電にあると確認したのでこの申請を認める、という
	ことのようだが、この状況のどこに認められる要素があるのか。
	ALPS 処理水の海洋放出そのものも、規制委員会の承認も、納得できるところがまったく
	ないので、どちらも認めることはできない。
	審査書案には生物学的検査項目が存在していません。
	ですから当該審査書案には明確に反対の立場です。
	こうから当め留日自然には別幅に及れる立場です。   また、日本政府と東京電力は、福島県魚連と「関係者の理解なしには如何なる処分も行
	わない」との確約があります。
	その意味で、審査書案は不合理であると言わざるを得ません。
E57	事故で発生させた毒物を環境下に拡散される合理性もありません。
207	科学的、技術的観点からも福島県民の立場の観点からも海洋放出断固反対との意見を表
	明させて頂きます。
	ハー・・ベー・・。   汚染水の海洋放出は、悪い前例をつくり、国際社会からも信頼はなくなることは必至で
	す。科学技術の前に道徳的観点がある筈です。
	以上
	放射性物質は、水であろうと土であろうと廃棄物であろうと、集中して厳重管理が鉄則
	   です。トリチウムの半減期は 12.3 年なので、50~77 年の保管で、排出基準の 6 万ベクレ
E58	ル/L まで減衰します。大型石油タンクを 10 基ほど造れば保管できます。放射能核種を
	含む汚染水の安易な海洋放出は、行うべきではありません。
	モルタル固化での長期保管を望みます。
	トリチウム以外の放射性物質も含まれ完全分離が困難であるため。
	また、トリチウムも放射性物質であり体内から完全排出される前に遺伝子を傷つける可
E59	能性があるため。
	液体での保管は危険なので固化が望ましいため。
	汚染水を増やさない、雨水を建屋に入れないために、建物全体の石棺が現時点では最も
	危険が少ないと思います。
	今回、測定・評価対象の核種が39減り、29種類になっている。審査書案では、その減
E60	る理由、核種ごとに減らされる理由が、選定の手順3、4、5のいずれか判らない。審
	査書で明記すべきだ。
	「処理」出来ているなら国内の浄水場で使用できないのでしょうか?
E61	飲めない水を海洋放出してその後生態系になにも問題ないとは言い切れないと思いま
	<b>ब</b>
	国民、世界全体への説明が不十分です。
E62	以下の観点からこの審査の前提=海洋放出は妥当ではない。汚染水の扱いから検討をし
	なおすべきである。
	・最適化が行われていない

IAEA安全基準の要件・ガイドGSG-9では、(放出) 行為による利益が害を上回ることを示すことが必要とされているが、汚染水排出に関しては、害と益の評価が示されていない。よって、最適化が図られることを確認しておらず、無効である。

参考1) GSG-9の該当箇所 JUSTIFICATION OF FACILITIES AND ACTIVITIES

2.2. For a facility or activity to be authorized, it is required to be demonstrated that the introduction of that practice will produce a positive net benefit (i.e. the expected benefits to individuals and to society from the practice outweigh the harm, including radiation detriment) (GSG-9, p.5) https://www-pub.iaea.org/MTCD/Publications/PDF/PUB1818\_web.pdf)

なお、このことを前回パブコメで指摘したが、「GSR Part 3 要件10 は計画被ばく状況において適用される正当化に係る要件であり、現存被ばく状況にある福島第一原子力発電所に適用されるものではありません。」とあるが、現存被ばくとは既に放射性物質が存在する状況である。福一を取り囲む海洋外部においては、トリチウムなどはバックグラウンド程度しか存在していない状況であり、そこにトリチウムなど放射性物質を含む汚染水を計画的に排出する行為であり、計画被ばく状況と考えるべきである。

さらに、トリチウムを含む汚染水の海洋放出を正当化するためのPRでは、「世界では 既に流しています」としているが、福島は現存被ばく、他の原発では計画被ばく状況で あるのならば、比較すること自体が不適切である。 他の原発とは異なり、福島からは トリチウム以外に多量の放射性物質が放出されており、それらからの被ばく量を告示濃 度以下に抑えるために、トリチウムの量を抑えていることを明示すべきである。

https://www.fukko-pr.reconstruction.go.jp/2018/fukushimanoima/radiation/alps/

E62 (198022211000000070) のつづき

・意思決定プロセスも放射線防護の原則を無視しており無効である

ステークホルダーの関与は放射線防護の原則であるが、それを無視した不公正な意思決定がなされている。多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針の策定経緯をみると、トリチウム水タスクフォース (主に技術的検討)では海洋放出は91ヶ月、34億円、規模も400m2で行うため時間、コストなどの点で優位とされていた

(https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/osensuitaisaku/committtee/takakusyu/pdf/016\_05\_01.pdf)。

しかし、これを受けて行われたALPS 小委員会では、年間22兆ベクレルという事故前の10倍を排出しても20から30年かかるとされた

(https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/osensuitaisaku/committtee/takakusyu/pdf/018\_00\_01.pdf)。

この時点でタスクフォースでの議論の前提を無視しており、他の選択肢含めて再度評価し直すべきであった。その後、海底トンネルからの放出施設建設費、測定のためなどに2021-24年度だけで350億円がかかるとされている(https://www.at-

E63

s.com/sp/news/article/national/1052822.html?lbl=553 および

https://www.tepco.co.jp/press/release/2022/hd11127\_8712.html)。さらに国は風評対策として令和3年度補正に300億円をあてた

(https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo\_osensui/pdf/sesaku\_2112.pdf)。これらに仮設タンクを30年間維持管理するコストも加わるため、他の選択肢との費用面での優位性は失われている。このような政府方針自体が間違いであり、それを無批判に受け入れた審査書は無効である。原子力規制委員会の活動原則は (1)独立した意思決定:何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行うことであり、まずは海洋放出という選択肢自体の妥当性を評価すべきである。

・国民との約束をひっそりと反故にしている東京電力の倫理感のなさ

さらに、東京電力の変更認可申請 には、「なお、海洋への放出は、関係省庁の了解なく しては行わないものとする。(III-3-2-1-2-6 )」とある。

これは東京電力株式会社「福島第一原子力発電所のサブドレン水等の排水に対する福島 県漁業協同組合連合会からの要望書への回答について(2015年8月25日)」で、

「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わず、多核種除去設備で処理した水は発電所敷地内のタンクに貯留いたします。」という回答と異なっている。この文書は下記のように漁業者、国民を想定した文書への回答であり、関係省庁のみを含んだものではない。このように、東電には約束を守るという最低限の倫理感がなく、それに汚染水を放出させることは不可能である。

下記が当該文書の関連部分。

4. 建屋内の水は多核種除去設備等で処理した後も、発電所内のタンクにて責任を持って厳重に保管管理を行い、漁業者、国民の理解を得られない海洋放出は絶対に行わない事

(回答)

E64

- ・建屋内の汚染水を多核種除去設備で処理した後に残るトリチウムを含む水については、現在、国(汚染水処理対策委員会トリチウム水タスクフォース)において、その取扱いに係る様々な技術的な選択肢、及び効果等が検証されております。また、トリチウム分離技術の実証試験も実施中です。
- ・検証等の結果については、漁業者をはじめ、関係者への丁寧な説明等必要な取組を行うこととしており、こうしたプロセスや関係者の理解なしには、いかなる処分も行わず、多核種除去設備で処理した水は発電所敷地内のタンクに貯留いたします。

https://www.tepco.co.jp/news/2015/images/150825a.pdf

・非合理的な測定、放出設備

E65 多核種除去設備等処理水(ALPS処理水)の海洋放出にる 放射線影響評価報告書 (設計段階) (以下報告書)によると、「同時に受入、測定・確認、放出の3 用途が必要なため、タンク群は3群設けローテーションしながら運用する。(p. 21 )」とあ

るが、ローテーションする意味が不明である。

一つのタンクに受入、測定・確認、放出の役割を持たせると、エラ-や非効率が生じる。 実際、既に「確認するためのタンクに、別のタンクの水が流入」するというトラブルが 生じている。

朝日新聞) 福島第一原発の処理水放出向け設備でトラブル 弁の閉止不十分で混入 2023年3月20日 20時30分

https://www.asahi.com/articles/ASR3N6JLRR3NULBH00L.html

測定をどのように行うのか報告書には明確な記述がないが、放出前タンクにおいては1500Bq/Iレベルを検出できればよいはずである。そうであれば、シンチレーションカウンターでほぼリアルタイムに測定可能であろう (\*)。

ローテーションさせると、すべてのタンクに同じレベルの測定器を設置する必要があるが、一つのタンクに3倍設置した方が、検出はより能率的に行えるはずである。同様に放出用のタンクには高い所に注入口、低い所に放出口を設置し、それぞれに逆流弁をつければヒューマンエラーは生じなくなる。このような非合理的な設備運用をすべきではない。

(\*)下記液体シンチレーションカウンターの例では500 Bq / Lを8時間以内に測定可能とある。

https://overhoff.com/measuring-tritium-in-water-and-seawater-in-real-time-continuously/

#### 1-1 海洋放出設備の運転・保守管理の体制

計装設備の体制については挙げられているが、測定体制が明示されていない。海洋放出の大前提は所定の濃度以下に汚染水が薄められていることである。測定は極めて重要であり、その方法、体制を明示させるべきである。なお、別紙-1 ALPS 処理水の海洋放出前の分析に関する補足説明などには、以下の記述がある。

「2. 第三者分析機関の選定の考え方 第三者分析機関は、ALPS 処理水と同等の性質の液体に対して、特性、性質等を決められた方法に基づき分析結果を得るための能力を有していることの基準になるISO/IEC-17025等の放射性核種の分析に係る認証を取得しており、当社と利害関係を有さない国内企業から選定する。(参-添1-8)」

「特定の核種の分析に係る国際標準化機構 (ISO)等の認証を取得している委託先から分析員を調達するとともに、教育訓練により分析員やその分析を監理する者 (III-3-2-1-2-6)」

このように、東電が測定業者を選択し、教育まで行うとある。東電が選び、金銭を払え

E66

ば当然利害関係が生じ、教育まで行わせると、測定の独立性がさらに失われる。業者選択およびその育成は外部機関で行うべきである。

#### 1-2 測定・評価対象核種の選定の考え方

・対象核種が明示されていない

「変更申請書 添付資料-3 サブドレン他水処理施設 の 排水管理を行う核種選定実施のための確認対象核種について」には、1000の核種のインベントリから選定したとあるが、1000核種が明示されておらず、その妥当性を検証できていないのではないか。

絞り込みの際に手順3まではインベントリ評価、その後は分析のようであるが、インベントリ評価でもれていた核種は測定されてないことになる。総α、βなどで全体を抑えているはずであるが、インベントリ評価の対象をすべて明示すべきである。

# E67 ・測定結果の表示が不十分

例えば「変更申請書 添付資料-3 表 2 サブドレン, 地下水ドレン, 建屋滞留水の水質」には、測定値らしきものが表示されているが、「85万?750万」のように範囲 range らしいものしか表示されていない。サンプルサイズ、平均値、分散などは 最低限表示すべきである。特にサンプルサイズについては、いくつのタンク、一回なの か複数回なのかも踏まえて明示すべきである。

測定結果の表示が不適切であることは、この変更申請全般に言えることであり、特に異常か否かの判断が適切かを外部で確認する際には、平均値、標準偏差の情報を用いることになる。このような基礎的な情報を公開すべきであり、それなしの審査は無意味である。

#### 1-3 その他(既認可事項の記載の充実及び変更)

・異常値の事前の第三者による定義

「海洋放出を停止する海域モニタリングの異常値の考え方について記載の充実を、また放水トンネルの構造及び放出停止手順等について記載の変更を行うとしている。」とある。

E68

「2. 1 運用方法 海洋拡散シミュレーション結果や放射線影響評価に用いた濃度など との比較検討を行い、

想定している範囲内にあることを確認する。海域モニタリングにおける異常値については、ALPS処理水の放出前後の海域モニタリング結果の変動範囲を見極めた上で適切に設定する。」とある。

これ以外にも放出前のタンク内の測定についても同様である。このような方法では、恣意的な運用をなされる可能性が高い。原子力事業者は例えば運転中の原発の冷却水中の

ョウ素濃度が 2 倍に増加しても、保安規定の制限値以下であれば問題視しないなど異常な判断を行っている (\*)。異常値は例えば過去 1 か月の平均  $\pm$  1. 6 5  $\sigma$  (9 0 % 信頼区間)を外れた場合、など事前に第三者が定義しておくべきである。

# (\*) 例 平成29年3月23日

九州電力株式会社 川内原子力発電所 1 号機 1 次冷却材中のよう素濃度の上昇について https://www.kyuden.co.jp/press\_170323-1.html

#### 第2章 政府方針に照らした確認

「政府方針のうち海洋放出の停止及び海洋放出による放射線影響評価に関連する内容に 則ったものであるか確認した。」とあるが、規制庁は「H24 首相官邸 原子力規制の ための新しい体制について」(\*)で「総理の指示権の範囲を明確化-「原子力規制委員 会の専ら技術的・専門的な判断の内容に係る事項」には指示権が及ばない。」とある。 つまり、政府方針を追認するのではなく、独立して専門性をもって判断 を行うことが 求められている。

海洋放出に関しては「・最適化が行われていない」「意思決定プロセスも放射線防護の原則を無視しており無効である」といった根本的な問題があり、汚染水の取り扱いの議論をやりなおすことを政府に助言すべきである。

(\*) 首相官邸 原子力規制のための新しい体制について

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/genshiryokukisei.html

### 言葉の使い方

E69

E70

E71

ALPS処理水 に関して、下記のように定義し、使っているが、トリチウムは安全性 に関する基準を下回っていない汚染された水である。その危険性を伝えるためにも汚染 水と呼ぶべきである。

ALPS 処理水 多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質について、安全性に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000218009

#### <全般>

・遮水凍土壁の7年程度であるという寿命を考えれば(実際に溶け出す事案や、冷却液漏れトラブルも2016年、2019年から2021年に起きていることも考え合わせれば)、凍土壁に代わる恒久的な対策で、地下水流入による汚染水の増加を止めることを、今回の実施計画に盛り込むべきである。しかし、今回の実施計画変更申請書には、それが盛り込まれていないので、認可すべきではない。

- ・「計画」であるなら時限を区切るべきである。今回の実施計画変更申請書には、それが 盛り込まれていないので、認可すべきではない。
- ・告示濃度限度ではなく、環境影響評価を行った上で、総量を規制すべきである。今回

の実施計画変更申請書には、それが盛り込まれていないので、認可すべきではない。

# 〈該当箇所〉3頁から4頁

・ALPS 処理水の海洋放出に必要な運転・保守管理の体制について、「適切に整備されることを確認した」という。しかし、ALPS 処理水の貯蔵タンクをつなぐ配管の電動弁が完全に閉まっていないためのトラブルが3月20日に起きたばかりである。その際、分析にかかる作業の「運用面の見直しを検討する」と発表している。この検討結果を反映させた実施計画とすべきであり、今回の申請書は許可すべきではない。

# 〈該当箇所〉4頁から5頁

・「測定・評価対象核種の選定の考え方」について、「汚染水中に有意に存在する可能性のある放射性核種を特定し、測定・評価対象核種を選定するものとして妥当であることを確認した」という。しかし、昨年7月には64核種としていたものが29核種に減っている。

現在ある約 1000 基のタンクに貯蔵している汚染水の測定結果が提示されていない実施計画の申請書では、(1) 告示濃度基準を超えている核種を含む汚染水が今後どのようなスケジュールでどのタンクから処理されるのか、(2) 適正に処理されるのか、(3) 適正に処理された後の ALPS 処理水の全てで「告示濃度限度の 1/100 の濃度を超えない」のが 29 種であるということについて確証を持ち難い。さらに (4) 「元々検出されていないものも検出下限値としてソースタームとして入れて」いたものを除外したことで(放射線が海洋環境に及ぼす影響評価が)1 桁ぐらい下回ると東電が説明をした通りに、いわば鵜呑みにしたまま、規制庁の企画調査官が 2022 年 2 月 22 日の原子力規制委員会で委員に説明したが、今回のようにメルトダウンした原子炉地下で発生する汚染水を世界で初めて海洋放出するというのであれば、十分に慎重に保守的な体制を取るべきである。従って、今回の申請書は許可すべきではない。

希釈しようが排出総量は変わらない。

測定していない核種、除去しきれない核種がある。

E72 | 通常運転時の原発と同列に扱うのは無理がある。

以上の理由から処理水(不完全処理水=汚染水)の海洋放出には反対します。

ALPS処理水の海洋放出に強く反対します。

一度放出したものは元に戻せません。薄めても、トンネルを使っても放出する量に代わりがないことは子供でも分かります。また、海は繋がっているので放出する場所だけの

E73 問題ではありません。

未来になって責任が問われるのは日本政府です。

仮に今、放出を開始してもその放出が永遠に終わらないことは専門家の言葉にもありま す。目の前のことにとらわれず、もっと根本的な解決策を模索すべきです。

# 「全般」

拙速なので、許可できません。

- 1.地下水の流入を止めるための方法は確定してません。それが確認されないのでは、たれ流しになり、「計画」とは呼べない。
- 2. いつまで汚染水を海洋放出するのかが明示されていないので許可できない。これでは 永遠にたれ流すことになる。告示濃度限度など意味がなくなる。環境評価を行った上 で、総量で管理すべきだ。海にたれ流すのに、濃度に何の意味もない。
- 3. 環境影響評価を行ってないので許可できない。そもそも放射線の影響は分かりにくいから誤魔化せるのであって、影響がないと証明されないなら放出はやめてもらいたい。原発事故汚染水の海洋放出は世界初であって、慎重に行い、評価を発表しないなら絶対に許可できない。風評被害ではなく、魚に実害がある。福島は応援したくても三陸産の魚介類は食べられなくなる。これは補助金で済ませていいような問題ではない。人間から職業を、しかも地元の産業を奪う行為であって、到底許し難い。

3頁から4頁「海洋放出設備の運転・保守管理の体制」

ALPS は故障している。当然、整備が済んでから、この案を提出すべきであるのに、目処 E74 が立ったなど信用できるはずもない。なぜ急ぐのか。

人員の配置の問題ではない。ALPS の整備が終わってもいないのに、保守管理ができるなんて誰が思えるのか。家電製品ではない。原発だ。その汚染水の処理の要だ。ALPS の補修が済むまでは許可できない。

4頁から5頁「測定・評価対象と核種の選定の考え方」

昨年7月時点で64種とされていた核種が29種に減っている。

約 1000 基あるタンクの汚染水の測定結果を公表せずに、東電の決めたことを信用できない。

検出できない測定方法で測定した結果では判断できないし、信用できない。測定できない方法での結果で記事を書いてる記者や学者がいるのは事実。放射線の怖さは、その影響が未知で実験もできないこと。それなのに、福島とその近辺の健康調査も打ち切る等、あまりに不誠実な対応を取って、誰かに信用させようというのは無理なことです。しかも、科学的技術的な見地からのパブリックコメントと言いつつ、海洋放出をする計画自体が、科学的技術的に問題を解決もせずに、こんな中途半端な状態で、実行しようとしていることは、到底許可できるはずもない。許可しようとしている人がなぜ許可できるのか、逆に聞きたい。

汚染水を海に流さないで下さい!

E75

| 海はゴミ箱ではありません。自分達の失敗を海に流して水を汚染しないで下さい! | 海洋生物を汚染しないでくださいで下さい!

結局のところ、その汚染された魚を食べるのはあなたです。

E-31

	結論は、海洋放出に反対です。
E76	理由 ALPS 処理水は"安全"とのことですが、仮にそうであれば希釈も、海洋放出の不必要だと考えています。ボトルに詰めて全世界に販売されて、儲けたらいかがでしょうか。また、当初処理するとされた放射性物質が 64 核種から 29 核種に減らされたこに、疑問と懸念を持っています。仮に放出を開始したとして、放出される放射性廃棄物の総量が明らかにされていないことも、疑問と疑念を感じます。閉鎖性内湾の環境基準を満たす取り組み、チッソやリンの規制でさえ、緻密な調査と計算を基に総量で規制をしてきましたから。  最後に、生物濃縮は避けられないので、漁獲を禁止しなければ、各種核種は必ず食卓に上ります。海に境も仕切りもないために、広範囲な汚染が予想され、国内問題に留まるのかも、疑問です。
E77	海洋放出は遮水凍土壁に代わる恒常的な対策を盛り込んだうえで、環境影響評価を行って総量を規制し期間を明示して行われて然るべきと考えます。 3月20日のトラブルの検討結果も反映されるべきでしょう。 対象核種を減らすべき積極的理由も見出せません。 前例のないメルトダウンした原子炉地下で発生する汚染水を海洋放出するというのであれば、事故を発生させた当事者・管理の担当者の言をそのまま受け入れるのは大いに危ぶまれます。 今回の申請は許可してはなりません。
E78	海に放射性物質を流さずに、汚染処理水を解決せよ
E79	あえて書きますが「汚染水」の海洋放出には反対です。 その「汚染水」には海洋放出前に確認すべき核種がありますが、昨年7月には64核種を確認するとのことだったのが29核種だけに変更すると。安全という言葉から後退しています。 そもそもI、東京電力は原発事故の前も後も、数々の隠蔽やごまかしをしてきました。今さら安全と言われても信用できません。 そもそも2、海洋放出以外の手段は早くから言われて来ましたが、何故それを検討しないのか理解に苦しみます。今からでも見直すべきです。 そもそも3、「理解なしには海洋放出しない」とした漁民の皆さんとの約束を破ることを、どれだけ重く考えていますか。一企業ではなく、国の信用に関わる問題です。
E80	1、日本は、原発事故後の汚染水(唯一日本だけ!) 2、海外は、原発稼働で出た水 両者は全く違います。

	「海外も同じように海に放出してる」は、でたらめな情報です。
	ALPS 処理水は、海に流してはならない水です。
	原発事故後の汚染された水を流すことには反対します。海が、海洋資源への影響はどう
	なるか、非常に心配です。放射能汚染は長期に渡り残り、被害を及ぼし漁業その他の産
F0.1	業にも多大な負の影響を与えます。第二の水俣になる可能性はゼロですか?
	海外からの目ももちろんあります。日本のものは買いたくない、酷い国だと評判も地に
E81	落ちるでしょう。ドイツが福島の事故をきっかけに脱原発をするというのに、日本は原
	発再稼働、核のゴミの行き場もない。日本は地震列島ですよ。若い人たちは日本からい
	なくなるでしょう。次世代のことを考えてはくれない、そんな国で生きてはいけませ
	ん。即刻取りやめて下さい。
	原発事故後の水には、トリチウムだけでなく、「ストロンチウム 90 など多くの有害放射
	性核種が含まれています。
E82	
	海洋放出はあまりにも危険です。
	反対します。
	ALPS 処理水の海洋放出に反対します。
	メルトダウンして核燃料に触れた水を自然界に意図的に放出する事は許されません。 
	ALPS で処理したと言ってもトリチウム以外にも除去されていない放射性物質が多数ある
E83	ものであるのは東京電力も公表しています。
	元々は自然界に無いものであり、半減期が数万年のものもあるはず。人間ばかりか、自
	然界に与える影響も非常に心配されます。
	放射能による影響に閾値は無いという考えから少量でも意図的に放出する事は許されな 
	いと考えます。
	CMなど、あたかも安全に処理された水だと誘導しているのも問題だと思います。
	これだけの最悪な大事故のあとの汚染水を、処理したとはいえ海に流すのは大反対で   <sub>**</sub>
E84	す。     トリチウム以外の核種は、除去できたのですか?
	トリテリム以外の核性は、除去できたのですが:   それをきちんと証明してください。
	30 年間では放出できない非現実的な計画
	30 年間では放出できない非現実的な計画   添付 IV ALPS 処理水の放出に係る期間に関する考察では、30年間で放出す
	ることを想定しているが不可能なシミュレーションである。タンク内だけでトリチウムは
	100兆ベクレル存在する(*)。この他にタンク外にも存在し、恒常的に発生すること
E85	を考えると、事故前実績の11倍である22兆ベクレルを毎年放出しても40-50年程
	度を要する。つまり事故から40年間では到底、放出しおわらないのである。
	   多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針の策定経緯をみると、トリチウム水タ

スクフォース (主に技術的検討)では海洋放出は91ヶ月、34億円、規模も400m 2で行うため時間、コストなどの点で優位とされていた

(https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/osensuitaisaku/committtee/takakusyu/pdf/016\_05\_01.pdf)。

しかし、これを受けて行われたALPS 小委員会では、年間22兆ベクレルという事故前の10倍を排出しても20から30年かかるとされた

(https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/osensuitaisaku/committtee/takakusyu/pdf/018\_00\_01.pdf)。

この時点でタスクフォースでの議論の前提を無視しており、他の選択肢含めて再度評価し直すべきであった。その後、海底トンネルからの放出施設建設費、測定のためなどに2021-24年度だけで350億円がかかるとされている(https://www.at-

s.com/news/article/national/1052822.html および

https://www.tepco.co.jp/press/release/2022/hd11127\_8712.html)。さらに国は風評対策として令和3年度補正に300億円をあてた

(https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo\_osensui/pdf/sesaku\_2112.pdf)。これらに仮設タンクを30年間維持管理するコストも加わるため、他の選択肢との費用面での優位性は失われている。

それすら不可能であり、40年間以上の保管が必要になるのであれば恒常的なタンクに 保管することの方が、放射性物質の集中管理、環境に害を及ばさないという観点からも 最良である。放出に向けた作業はただちに停止すべきである。

(\*) 多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会 説明・公聴会 説明資料 (案)

https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/osensuitaisaku/committtee/takakusyu/pdf/009\_04\_02.pdf

- 納得いく説明もないまま、海洋放出は反対です。 E86
  - │データもごまかしが多く、ALPS も不具合が続出していて信用なりません。
  - 海洋放出に反対します。

E88

E87 ちゃんと溶接タンクに貯めて、半減期を何回も経た上で処理してください。 なぜ、こんなに急ぐのですか?

1-1 先日海洋放出に基準を満たしているか確認するためのタンクに別のタンクの水が流入した事故がありました。東電は信用できません。

2-1 汚染水にはトリチウム以外の放射性物質が沢山混じっていて危険です。放射能デブリを通ってきた水は他の原発から出るトリチウムとは別物です。

海は世界につながっています。中国韓国でも放射能汚染水の放出に反対しています。 国際問題になりかねません。 海洋放出以外の方法を考えるべきです。

魚は産卵のために沿岸に集まるそうです。安全な魚が食べたいです。

そもそも実施計画変更認可申請、昨年6月17日締切のALPS処理水の海洋放出関連設備の設置等に係る審査書案に対しても、反対意見を提出しています。

東京電力は保管場所にこれ以上余裕がなく廃炉作業に影響すると言っていますが、廃炉 作業に関係のない遊休地を東京電力が所有していることは、地元住民はよく知っていま す。

また海洋投棄以外の方法を国内外の専門家が提案していても、コスト重視の東京電力によって無視されていることも、衆知の事実です。

他の処理方法を採用するか、遊休地にタンクを増設して保管を継続し放射線量の減衰を 待つのがベストであるという意見に変わりはありません。

E89

が、今回のパブコメの対象である、1-1 海洋放出設備の運転・保守管理体制や1-2 トリチウム以外の放射性核種の告示濃度限度比総和が1未満を満足することを確実なものとするため、東京電力が行うと言っている測定や評価の手順、核種の選定 2-1 海洋放出に係る放射線影響評価などが、東京電力が提出する報告書類を規制員会が審査する、という手続き上の確認に留まっていることに抗議します。

事故を起こした原発の溶融核燃料を冷却し、多核種の放射性物質によって高濃度に汚染 された水を、海洋中に投棄するというのは世界に例がありません。

最低限、東京電力や原子力発電事業と一切利益相反関係にない、独立した専門家により、厳しく監視、審査されることが必要です。

政治的、経済的などの理由でなく募集要項にあるように科学的に考えれば、放出は中止すべき一択である。

いちど放出したものを回収することは不可能である。エントロピー増大、不可逆的な行為は歴史的な暴挙となる。

E90

希釈しても、放出した物資の総量は変わらず、放出を続ける時間に応じて総量は累積していく。原発事故当時、放射線量を説明するときに瞬間量で影響を過小に説明する過ちがあったが、同様に累積量とリスクの説明がされていない。今後も「処理水」は発生していくので、海洋中への放出量総量は増加する一方であり、放出地点、時点の濃度を根拠とする安全説明は、論理として破綻している。

地下のデブリの状態が把握されておらず、今後地震などなんらかの状況変化で放射線量が急変した場合、放出前提の設備設計では迅速なリスク回避が困難である。

地元漁業者との合意形成のみならず、国民および近隣諸国に説明がつく科学的根拠および想定される問題についてのリスク回避の仕組みや設備などが用意されていない。

放出の永続的な継続を前提とする計画ではなく、放出しないですむ方法を継続して計画 すべき。

悪しき意味での経済や権力や政治力などの理由を優先するのではなく、人を言いくるめ

るための都合のいいアセスメントやエビデンスでもなく、科学技術の分野、公的な仕事 に職を奉じたみなさんは、困っている人を幸せにするためにその科学力を使い、社会正 義や倫理をもち、論理をふまえて、国の事業を行なっていただきたいと思います。 汚染水海洋放出反対に反対します。ALPS処理水の海洋放出となっていますが、 放射能の危険性のあるものを、海に流すのは無責任。 隣国からも多くの非難が寄せら れていることも、周知のとおりです。福島第一事故の後始末が、解決策のないまま、安 全神話で過小評価の数値を発表するのも、国民をごまかしているという感じです。近海 E91 で漁業を営む人たちはおろか、消費者、全国に被害が及びます。その被害は「風評被 害」ではなく、実害です。責任を取らない態度、これが 世界の持つ日本のイメージで す。今後の外交関係においてもマイナスしかありません。誠意のない、嘘ばかりの対策 にはうんざりです。御用学者ばかりではなく、本当の有識者、専門家の意見を聞くべき です。 お疲れ様です。 放射性物質を海に放出するのには、懸念があります。 E92 流さずに、汚染処理水を処分できるよう最大限の努力をお願い致します。 また、危険な物質を生み出してしまう原子力の在り方も、国民全体で考えていく必要が あると考えます。 アルプスを通った水は全ての核種が取り除かれているわけではなく、トリチウムやその ほかの核種が残されています。それを海洋放出すれば生体濃縮により多くの海の生物が 汚染されます。 これは日本だけの問題ではありません。世界の人々に顔向けが出来ぬ大きな恥です。一 E93 度流せばもう戻すことが出来ません。地上での保管を続ける以外方法はありません。こ れは電力事業の負の遺産として管理を続けるべきものです。 無責任国家であってはなりません。原子力に携わっている人々はキチンと後始末を見届 ける責任があります。海に流してあとは知らぬふりを決め込んでも、決して汚染水が元 の清浄な水になる事はないのです。詭弁を弄せず、踏みとどまってください。 ALPS 処理水の海洋放出に反対します。 処理水には I、S r 等トリチウム以外の核種が複数含まれており、危険性有害性が疑わ れ、通常のトリチウム水と同等に処理することは科学的観点からも許されない。 E94 海は私たちだけのものではなく、他のすべての人々、生き物のものであり、陸上保管と いう方法がありながら保管場所がいっぱいという手前勝手な言い訳をたてに(実際には保 管場所はある)放射性物質を垂れ流すのは人道的に許されない。 東電は引き続き陸上保管せよ。

1 1	
	4、5、19ページについて
	測定・評価対象核種の選定の考え方において、64 核種が29 核種になり基準が甘くなっ
	ている。安全とは言い難いのでこの申請は認めてはならない。
E95	
	全般について
	原発事故の汚染水海洋放出は、日本だけでなく世界の海に影響が及ぶ。早急な放出開始
	をせず、議論と検証を重ねて放出以外の方法も模索するべき。
	従って、この申請を認めてはならない。
	トリチウムの健康への影響については、英語の学術論文で 100 以上存在します。トリチ
	ウムだけであったとしても処理水の海洋放出は生態系への影響が全く未知数である上、
E96	ALPS 処理水はトリチウム以外にも複数の核種を含むみ、当初 64 種の各種の有無を確認
	するとしていたところが、29種に減らされています。このまま説明も不十分、実態も不
	透明で海洋放出することは到底容認できません。
	今回のようにメルトダウンした原子炉地下で発生する汚染水を世界で初めて海洋放出す
E97	るというのであれば、十分に慎重に保守的な体制を取るべきである。従って、今回の申
	請書は許可すべきではない。
	汚染水海洋放出には反対です。
	東電はトリチウムの値のみを公開し、論点にしていますが、放射線物質はそれ以外にも
	たくはんあります。
	トリチウムの値が仮に規定値以内だとしても、それ以外の物質が海洋生物や環境、ひい
E98	ては人間に悪影響を与える可能性があります。
Loo	また、東北を含む、日本全体の漁業関係者の反対を押し切っての汚染水廃棄は許されま
	せん。
	汚染水を海洋放出することで魚が汚染される以上、風評被害などという言葉で誤魔化す
	べきではありません。
	汚染されないよう、他の手段で汚染水を処理すべきです。
	汚染処理水の海洋放出には反対です。
E99	なので、海洋放出を目的とした設備の認可すること自体反対です。
	どれだけ希釈しても処理水の総量は減らないし、処理水に残っている放射性物質の量も
	減りません。
	まず第一に、汚染水にどのような種類の放射性物質がどれだけ含まれているかを分析し
	て、危険性等も含めて提示すべきである。それがないままに「測定・評価対象核種」を
	示されても国民の不安は払拭できない。39種類の核種が「対象外」とされた理由も、専
E100	門的知識を有しない者には理解できない。
	福島では史上最悪レベルの事故(メルトダウン)があり、12 年経った今もデブリはほと

なら (炉の経年劣化や地下水の浸潤、放射線の危険性といった情報がしっかり伝えられていれば) 核汚染の恐怖は増すばかりなはずである。

「メルトダウンに伴い発生した汚染水を海洋放出する」という行為は、人類史上初めて のこと。何千年、何万年の未来の子供たちに影響しかねない、かつ取り返しのつかない 行為であるという深い認識に立てば、今回の申請を拙速に認可すべきでないことは明白 である。

人として、心あるならば、良心があるならば、正しい判断を。

放射能汚染水を「処理水」と言い換え、海洋放出などとんでもない。

原発事故時に放射能汚染の空気が東日本に拡散した時の恐怖をまだ覚えている。フランスの原発も、いろいろ問題が起こっている。ALPS を信用することはできない。

太平洋は日本だけのものではない。近隣諸国がみな懸念を表明している時に、なぜこれを無視して突っ走ろうとする? パブコメ? アジアと太平洋の国々にも、意見を聞くべきだ。日本の野菜も魚も誰も食べることができなくなる。それでいいのか?

E101

原発安全神話で福島第一事故を起こし、住民の健康を損ない、絶望させた。今また「処理水」は汚染水ではないとインチキ。この姿勢では、次の過酷事故は必至だ。原発を恨んで自殺した人、避難生活で命を落とした人、甲状腺がんで苦しむ子ども。。。人の命と健康、環境は大事。もうごまかしは止めて下さい。

#### 海洋放出には絶対反対です。

汚染水を何故放出ありきと決めてしまうのでしょう。東京電力には次の原発予定地として確保した土地が浜通りにあります。名で其処を平らにして置き場所としないのでしょうか。固化し保管の道がありましょう。未来にはその固化したものを安全に取り扱う技術が開発できるかもしれません。

E102

規制委員会が本当に安全に規制するための委員会なら、あらゆる生き物にとって安全であるかをもっときちんと点検調査してください。濃い液体を海に流して拡散されるなど本気で思っておいでの訳はないでしょう。濃いまま漂いその中を生き物が通過して行くときに変化を生じさせることはあり得ます。どうかこの地球にとってよりよい選択をしてください。

海は人の食卓と繋がっているのです。どうか放出ありきではなく、この地球に生きるものすべてにとって安全なのかをもう一度考えてください。

処理水であっても海洋放出に反対します。

#### 全体

E103

福島第1原発の ALPS 処理水の海洋放出に反対します。

原発事故を起こした原発から出た水は、さまざま核種が含まれます。それを完璧に取り 除けない現状では、海洋放出しないでください。 モニタリングの対象核種の選定フローはどうするのでしょうか。その核種で大丈夫なのか、科学的に公正な第三者的な判断を希望します。

環境影響評価に妥当性はありますか。また中長期的な影響を、科学的に確かめた上での 判断でしょうか。未来にツケを回すような海洋放出は取り返しがつきません。

設備の運用体制も、現在、私などはわかりません。こういう情報を公開し、透明な運営がされるのでしょうか。

一定期間、地上で保管、管理した方が半減期で危険性が減るのではないのでしょうか。 置き場所がないといいますが、新たに周囲にいちばん影響を受ける漁業者の方たちが反 対の中、実施しないでください。福島だけではなく、海流により、さまざまな地域に影 響があるのではないでしょうか。

しかも燃費の高騰、温暖化の影響での漁獲高の変化など、日本の漁業者は苦しい状況で す。海洋放出はそれに追い打ちをかけます。

人々の暮らしに影響する、福島第1原発のALPS 処理水の海洋放出を中止し、他の対処方法にしてください。

東電福島原発事故の ALPS 処理後の汚染水の海洋放出はやるべきではない。モルタル固化など海洋放出以外の処理をすべきです。

事故原発よりヤバい汚染水を出す再処理工場を動かすための実績として海洋放出することに断固反対します。

70核種を30核種に減らして測定して安全だと言われても信じられない。

E104

パイプを1キロ沖まで敷設する費用も国民負担。

薄めて沖合に放出すれば安全になるわけでもない。

被爆した魚を人間が食べれば内部被ばくする。これは風評被害ではなく実害です。

処理水と言うな!

風評被害と言うな!

呼び名を ALPS 処理水 にしようが原発事故汚染水であることには変わらない。

E105

「トリチウムは自然界にもあるもの」と原発推進派やメルトダウンの悪影響の呪縛こそ 薄めてしまいたい人たちには、それが安全な液体である証拠としたいようだが、デブリ も取り出せる見通しも立たない、およそ人間のコントロールしきれないものを保管場所 のひっ迫とあらゆる負担の放棄のために初めから海洋放出ありきの都合のいい検証を出 したとしか思えない。

東電のやった安全性アピールの実演では、放射性物質のトリチウムが検知できないうえ

に、セシウムについても高濃度でないと反応しない線量計を使用する、トリチウム以外 の核種も含まれているのに「海外の原発だって処理済みのものを排水している」と同列 に並べる、ある意味詐欺。

海は生き物。生命の源。人間の利益と利便性だけを抜き取って、やっかいなものは捨て て隠滅しようなど、なんでそれが事故を起こした側の政府や企業が許可できるのか。 12年経って、何の責任がとれたというのか。家をふるさとを捨てた人達に。心身を壊 して、死を引き寄せてしまった人達に。今現在も選択を悩み、事実を知るために学び、 不誠実と闘う人たちに。

海洋放出で悪影響が「形」になって見えたときに、今生きている人間はこの世にいない かもしれない。東電が残ってるか、それも保証はない。

誰が、何を以てして責任を取ると断言できる? 金なんかいくらかけても人間が自然を 作ることはできない。自然の治癒力以外にない。

未来に、地球に、傲慢になって迷惑かけないでください。

ALPS 処理水、別名 原発事故汚染水の海洋放出に断固反対します。

E106

処理水の海洋放出には反対です。

保存するタンクをもっと増やせばいいと思います。

海洋放出するなら、日本近海で採れるものは食べられません。

どうか適切な判断をしてください。

東京電力福島第一原発で増え続ける放射能汚染水 (ALPS 処理汚染水) についての経済産 業省の小委員会では海洋放出ありきで汚染水の長期陸上保管や敷地利用に関しての議論 が十分になされたとはいえない。

大型タンク保管案、モルタル固化 処分についても十分検討を行ったとはいえない。

東電は、大型タンク案については漏洩リスクをあげているが、大型タンク には、石油備 蓄で長年の実績があり、防液堤の設置など、十分な対処策が すでに技術的に確立してい るし、海への直接的な汚染水の放出は東電が心配しているタンクの「漏洩」以上の「汚 E107 | 染水漏洩」ではないか。

また、モルタル固化処分については、水和 熱で水が蒸発することを指摘していますが対 策は可能である。

こうした代替案について考えて海に汚染水を流さないように努力しないことは不適切な 決定だ。

審査書案 1-1 全体工程及びリスク評価(p.3)

東電は「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」とい う約束をした。

	福島県漁連、全漁連が反対。福島県の自治体の議会の3分の2が、海洋放出に反対または慎重な意見を採択している。というように理解をしているとは到底言えない現状だ。
	よって汚染水の海洋放出の認可の条件を満 たしていない。 審査書案 1-10 実施計画の実施に関する理解促進(p.29)
	認可すべきではない。以下に理由を述べる。
E108	・300 億円かけた遮水凍土壁の耐久性は7年程度であり、溶け出し・液漏れトラブルが何度も起きていることからも、流入地下水を止めるために、恒久的な代替策が必要であるが、この実施計画には盛り込まれていない。
	・放出には、告示濃度限度の規制ではなく、総量規制が必須である。
	・3/20 にも ALPS 処理水の配管電動弁のトラブルが起きたばかりで、これから「運用面の見直しを検討する」のであれば、現段階で認可に値しない。
	・測定・評価対象核種が、昨年7月の64各種から29核種に減ったことの、合理的な説明がない。
	・現在の貯蔵汚染水の測定結果の公表もなく、タンク処理のスケジュールもなく、適正 に処理されているかの確証を得る方法が示されていない。
	・世界で初めての"事故原子炉"汚染水の海洋放出であるため、国際的な評価が必要であり、十分に慎重であるべきである。この計画では、国内はおろか、国際的な承認を得られるものではない。
E109	ALPS処理水の海洋放出自体に反対です。 理由は、海と魚介類を汚染するからです。
E110	処理水の海洋放出を行うなら尚の事、調査対象核種を減らして監視の目を緩めるのは如何なものか? また、凍土壁の実効性が疑問視され現に大量の処理水が発生している現状を改める為に、新規で処理水が発生ように地下水をしっかり遮断する為の施工をして欲しい。
E111	メルトダウンした原発の、汚染水を海洋放出しないでください。 他国のアルプス処理水は、原発はメルトダウンしていません。 日本が海洋汚染を行う可能性がある。 断固反対します
E112	・海洋放出そのものに反対します

いくら希釈して薄めたものを放出するから安全と言われても、そのようには思えません。薄めたものを大量に放出すれば総排出量は多くなるのは自明です。

確認する各種を64から29種に減らすのも全く理解ができません。

メルトダウンした原子炉地下で発生する汚染水を世界で初めて海洋放出するというのであれば、十分に慎重に進めるべきです。

・将来的な影響を考えていますか

今回の海洋放出は、すでに韓国等他国の専門家より安全性を懸念されています。

このまま海洋放出を進めれば、ひいてはゆくゆくは日本すべての海産物が忌避されることにつながるのではないでしょうか。福島のみならず、日本の水産業への影響は無視して進めますか。

いくらこちらが安心安全をアピールしたところで、買う側がそう思われなければどうしようもないのではないでしょうか。

地球上、海はつながっています。

海洋放出設備の配管トラブルもすでに起きたばかりであり、設備への不安もあります。 過去最大規模の原子力発電所の爆発が起き、核分裂が続いている原子炉からの汚染水の 海洋放出…強引に進めることは、日本に対する信頼を今以上に諸外国から失うことにつ ながります。

早急に進めるのではなく、どうかひとつずつ検証してください。立ち止まってください。

絶対やっちゃダメです。

東電は検査する核種の種類を減らしている。

E113 「安全だ」と信じられない。

福島の人たちも騙してる。

アルプス処理水は汚染水ですよ、知ってるでしょ、経産省は。

ALPS 処理水、とありますが、なぜ、汚染水と言わず、処理水というのでしょうか? 言葉のイメージで、危険な物をことさらに、たいして危険な物ではないと、おもわせようとしているのだとおもいます。

E114

残留放射性物質が多く存在している汚染水を海洋放出することに反対です。

人と環境に対しての影響が十分に小さい、とありますが、

影響がない、のではありません。

1	
	海洋放出に反対です。
	審査書案 p. 4
	│ 『ユーラスト・・ │ 「ALPS 処理水の海洋放出に必要な運転・保守管理の体制が適切に整備されることを確認
	   としているが、現実を踏まえていないので撤回するよう強く求める。
	   東京電力は本年 3 月 20 日、本件施設において ALPS「処理水の海洋放出前に基準を満
E115	   たしているか確認するためのタンクに、別のタンクの水が流入したと発表した。二つ並
	│ │ んだ弁がいずれも完全に閉まっていなかったという」と伝えられた(同日付朝日新聞
	   WEB)。東京電力は、このように基本的な作業もできておらず、また、これまでの東京電
	力の福島第一原発におけるずさんな対応の数々、柏崎刈羽原発におけるテロ対策不正
	や、最近では顧客情報等の不正閲覧等の違法行為からしても、法令や定められた規制を
	適切に遵守できる能力に欠け、また、信頼できないことは明らかである。
	「放射性汚染水」(雨水の浸入、地下水の浸透等によって原子炉建屋等で発生した高レベ
	ルの放射性汚染水を多角種除去装置等によって一部の放射性物質を除去したと称し、さ
	らに水で希釈したもの)の海洋投棄は、人体への長期に渡る健康被害の可能性を否定で
	きず、万人の財産である海を汚す行為であって、そもそも許されない。
	   政府・東京電力は、放射性汚染水の海洋放出は、福島復興に欠かせないといいながら、
	そもそも汚染水の発生を抑えるための対策をとらない。
	本当に汚染水がタンクに溜まって行くことが復興の妨げになるならば、海洋放出をする
	前に、それを抑えるための方策を取るはずであるが、東電はそれを行わず、みずからの
	責任で起こった原子力災害の廃棄物を、無責任にも海洋に投棄する。
E116	規制委員会は形式的な審査をおこなう身振りを取るが、海洋投棄以外のより影響の少な
	い方法の検討についての意見を述べることもしない。
	   事故から 12 年経過したが、東京電力も規制委員会も、これまでの行動によって判断する
	に、国民に信頼されることをしたことがない。
	実行的な規制のない中で、東京電力がデータを隠蔽したり、改竄したり、規定濃度以上
	の汚染物質を流さないわけがない。
	そのような状況下で、原発事故によって汚染された、すなわち、人類にとって未知の汚
	染物質を海洋に放出する選択はあり得ない。
	放射性汚染水の海洋投棄を中止する決断をしてください。

E117 和」とは呼べません。告示濃度が示されている核種をすべて計測し、当然トリチウムも

含めて「告示濃度限度比総和」としてください。

「告示濃度限度比総和」が1を下回るという基準では、トリチウムも含めなければ「総

	理論上告示濃度ちょうどの放射性物質によるリスクは核種によらず同じ程度であるはず
	です。
	現在発生している汚染水(処理水)の問題は、福島第一原発が立地する地盤への地下水
E118	の流入によるものです。地下水の流入を止めることができなければ、半永久的に海洋放
	出を続けなければなりません。ですから、問題の解決策は汚染水(処理水)の発生を止
	めることであり、海洋放出ではありません。以上の理由から海洋放出に反対します。
E119	処理水は検出できない放射能もまだ複数あると認識しています。また海水で薄めて流し
	ても放射能の総量は変わらないし、一度放出を始めれば止まらないであろうことからも
	強引な海洋放出に反対です。海洋放出を目的とした設備を認可しないでください。
	汚染水(ALPS 処理水)の海洋放出は、漁業関係者など、地元の反対多数の中で進められ
	ており、加害者である東京電力と国が中心に審査書案を提出する段階ではない。
	本来、集中管理するべき放射性物質を、原発事故が起きたことをきっかけとして敷地外
	の環境に放出することについては、検証が不十分であり、問題がある。
	デブリ取り出しの予定が立たない中、地元住民の求める代替案を実施することは可能で
	ある。大型タンクの建設、モルタル固化等の方法真剣に採用すべきである。
E120	海水で100倍に薄めて30年かけて放出するとしているが、不正続きの東京電力が正確
LIZU	に測定して処理できるとは思えない。しかも、適正に放出できたとしても、30年間かか
	るのであれが、地元漁業者に取って絶望的な時間である。
	現在タンクの7割でトリチウム以外の核種で基準地を超えており、トリチウムだけの問
	現在メングの「割でドッチンム以外の核種で基準地を超えてあり、ドッチンムだけの同題ではない。
	している。 ひとたび放出してしまえば、不正を働いていても測定不能になる可能性が高い。陸上で
	の保存を第一に考えるべきである。
	審査書は認められない。また、処理水の海洋放出は認められない。その理由について、2
	つ記述する。
	1.0の1次学女山に伝え女射領竪郷部庫について
	1、2の1海洋放出に係る放射線影響評価について 6、7ページにかけて、「原子力規制委員会において了承した評価の目安等を下回ってお
	り、人と環境に対しての影響が十分に小さいことに変わりないこと」を確認したとあ
E121	る。
	しかし、これには、魚介類の食物連鎖による濃縮と、(トリチウム水は普通の水と性質が
	近いため)トリチウムが(生物細胞の)有機化合物中の水素と置き換わり、それが食物
	連鎖から人体内にはいり、人体の構成物質と置き換わった場合に被爆影響があること
	や、トリチウムがヘリウムに変化したときに DNA が破損する健康影響が考慮されていな
	い。よって、審査書は認められない。また、処理水の海洋放出は認められない。
	2、1の2測定・評価対象核種の選定の考え方 について

4ページの最下段4行 「東京電力は、、、、 定期的に測定・評価対象核種の妥当性を確認し、必要に応じて、測定・評価対象核種の再評価を行うとしている。」

だが、定期的とはいかなる期間か? 年1回しかやらなくても定期的といえるし、非常な危うい確認だ。 また、「必要に応じた」とは、どうなれば必要となるのか。事業者側に都合良く恣意的に利用されるものになりかねない。

事業者は営利企業であるので、できるだけ検査、再評価は少なく、自社に不利益が生 じないようにするのが必然となる。規制委員会としては、事業者をきちんと監督するよ う、明確な基準、条件を示し、厳しく規制すべきと考える。

よって、審査書は認められない。また、処理水の海洋放出は認められない。

1) 希釈して放出しても、生物体内で濃縮され、それを人が摂取しうることを評価しましたか。

2) 希釈しても、蒸発し、降雨となりますが、その後、土壌に至り、停まれば、濃度は上 E122 がります。それが安全か科学的に評価しましたか。

3) 現時点では処理できずとも将来可能となるまで、地上でのタンク保管のための土地を申し出た方がおられると報道で見ました。それを考慮しない理由は何ですか。

本審査書案の中で、原子力規制委員会は、海洋放出設備の運転・保守管理の体制に関して、「ALPS処理水の海洋放出に必要な運転・保守管理の体制が適切に整備されることを確認した」としていますが(3・4頁)、つい先日、ALPS処理水について、海洋放出前に基準を満たしていることを確認するためのタンクで、別のタンクの水が混入してしまうトラブル発生という報道があり、両方のタンクのバルブが完全に締まっていないという不適切な運転が行われていたこと、二つのタンクの水の混入というトラブルの発生が、(バルブの不完全さを検知してシグナルで知らせる管理体制が存在せずに)「別のタンクの水位が下がった」ことで初めて認知されるという全く原始的な保守・管理体制であったとが判明しました。

E123

東京電力の当該設備の運転・保守管理体制が、極めて不適切であることはもとより、原子力規制委員会が、その東京電力の不適切な設備とずさんな運転・保守管理体制の申請事項を鵜呑みにするだけで、不十分さ・不適切さを見抜くこともできない程度にしか、科学的見地も技術的技量も持ち合わせていないことは、重大問題と考えざるを得ません。このようなずさんな審査を経たALPS処理水の海洋放出計画を認めることはできません。本審査書案について、撤回と審査のやり直しを求めます。

これまでの情報を察するに、H3の回収が困難だから基準を上げて誤魔化そうという意図を感じます。

E124 また、海洋放出時は薄めるといっても、H3以外の汚染物質の除去が不明ですし、それらも含めて放出すれば、「塩分が濃いみそ汁をお湯で薄めて『全部飲む』」と変わらない愚行です。(ラーメン等に置き換えても同様でしょう)

放出する前に、ふくいち敷地内に流入する地下水を完全に遮断するよう、シールド工法で四方を囲む「経路」でトンネルを掘削建造(凍結壁はその内側。必要でなくなれば順次除去)し、トンネル内に汚染水を貯蔵・浄化するようにしても良い筈です。環7地下などに建造された雨水一時貯蔵トンネルが水漏れなどによる地盤沈下などを発生させずに済んでいます。トンネルを池尻 JCT のように螺旋状に積み上げれば地上部にも壁を構築できることになり、石棺の機能も実現するのではないでしょうか。

また、タンクの新規設置場所は近隣の福島第二原発もあるのではないですか。

3.11 当時、現場の技師たちが放射能に汚染された厳しい環境の中、限られた資源で事態悪化を少しでも阻止しようとしてきた努力に倣うべきではないでしょうか。

# E125

トリチウムの人体に対する評価については、悪影響があるという専門家の評価があり、 安全性に疑問がある。また、大量のトリチウムを何十年間も海に放出することによる魚 介類や海藻類に蓄積され、それを接種する人体の影響も絶対に安全であるとする、科学 的実証もない。放射性物質の人体への影響も、まだまだ解明されていないことが多くあ ると見るべきである。安全に対する危機管理辛いっても、海洋放出すべきでない。他の 放射性物質と同じく、環境に放出すべきでない。

原子力規制庁が海洋放出の審査を行うのがそもそもおかしいと思います。地元の意見を E126 無視した、また問題視する近隣諸国からの意見に耳をかさない、一方的な決断はやめて ください。国際社会での禍根になります。

E127

処理水の海洋放出に反対します。

今いまの対策は勿論ですが、未来に安全な海洋環境を残すのも大切です。

#### 全般

遮水凍土壁の7年程度であるという寿命、実際に溶け出す事案や、冷却液漏れトラブルも 2016年、2019年から 2021年に起きていることも考え合わせれば、凍土壁に代わる恒久的な対策で、地下水流入による汚染水の増加を止めることを、今回の実施計画に盛り込むべきである。しかし、今回の実施計画変更申請書には、それが盛り込まれていないので、認可すべきではない。

「計画」であるなら時限を区切るべきである。今回の実施計画変更申請書には、それが 盛り込まれていないので、認可すべきではない。

E128 告示濃度限度ではなく、環境影響評価を行った上で、総量を規制すべきである。今回の 実施計画変更申請書には、それが盛り込まれていないので、認可すべきではない。

該当箇所3から4頁

ALPS 処理水の海洋放出に必要な運転・保守管理の体制について、「適切に整備されることを確認した」という。しかし、ALPS 処理水の貯蔵タンクをつなぐ配管の電動弁が完全に閉まっていないためのトラブルが3月20日に起きたばかりである。その際、分析にかかる作業の「運用面の見直しを検討する」と発表している。この検討結果を反映させた実施計画とすべきであり、今回の申請書は許可すべきではない。

該当箇所4から5頁

「測定・評価対象核種の選定の考え方」について「汚染水中に有意に存在する可能性のある放射性核種を特定し、測定・評価対象核種を選定するものとして妥当であることを確認した」という。しかし、昨年7月には64核種としていたものが29核種に減っている。現在ある約1,000基のタンクに貯蔵している汚染水の測定結果が提示されていない実施計画の申請書では…

- 1. 告示濃度基準を超えている核種を含む汚染水が今後どのようなスケジュールでどのタンクから処理されるのか
- 2. 適正に処理されるのか
- 3. 適正に処理された後の ALPS 処理水の全てで「告示濃度限度の 1/100 の濃度を超えない」のが 29 種であるということについて確証を持ち難い。
- 4. 「元々検出されていないものも検出下限値としてソースタームとして入れて」いたものを除外したことで(放射線が海洋環境に及ぼす影響評価が)1 桁程度下回ると東電が説明をした通りに、いわば鵜呑みにしたまま、規制庁の企画調査官が2022年2月22日の原子力規制委員会で委員に説明したが、今回のようにメルトダウンした原子炉地下で発生する汚染水を世界で初めて海洋放出するというのであれば、十分に慎重に保守的な体制を取るべきである。従って、今回の申請書は許可すべきではない。

以上

E129 | 海に放射性物質を流さずに、汚染処理水を解決して下さい。

ALPS 処理水の海洋放出が強行されようとしているが、とんでもないことだ。

日本政府が、処理できずに残っているとしているのはトリチウムだが、このトリチウム は水素の同位体であり、生物の DNA に取り込まれてしまう危険がある。 もちろん人間にもだ。

だから、処理水に残っているのが本当にトリチウムだけだったとしても危険なのだが、 実際には 60 種類以上の核種が処理できずに残っていることがわかっている。

東京電力の公開データからも、ヨウ素 129、ストロンチウム 90、ルテニウム 106 の告示 濃度超えが確認されている。

E130

海洋放出を行えば、特にストロンチウム 90 のような、半減期の長い核種は海流に乗って 拡散されることは避けられない。

海は繋がっているのだから、当然日本だけの問題ではなく、外交問題にもなりかねない。

「水に流す」などというのは、国際社会の一員としては許されない態度だ。

新華社通信には中国の懸念が報じられた。

「ALPS 技術の成熟度や有効性は第三者による評価や認定を受けていない。これほど膨大かつ複雑な成分を含む放射能汚染水を処理した前例もなく、長期的な有効性は疑問視さ

れている。日本が今月発表したデータでは、ALPS で処理した放射能汚染水の 70%近くがまだ基準を満たしていない。しかも、それらのデータは、データの改ざんと隠蔽に手慣れた東京電力が提供している。」

隣国がこのような懸念を示す中、海洋放出を強行すれば、日本の信用は地に落ちるだろう。

中国外交部が提言するように、処理水を本当に「処理」するための研究を行うべきだ。

今回のパブリックコメントは、「変更認可申請書案」に対するもの、とあるが、海洋放出 を前提としている限り、この変更認可申請書案自体が無意味だ。

汚染水処理は海洋放出によらずに、解決するべきであり、人と環境を守るために、国は 全力で努力すべきだ。

放射性物質を海洋に放出するので反対します。

E131 | 汚泥ケーキと汚染水を使ってセメントで固めて保管してください。

放射性物質は拡散してはいけないと思います。

これまで不可能とされてきたことが、保管場所策定困難を理由に可能となることは、処理水自体の変質でも認められたのでなければ論理的に成立し得ません。

あくまでも東電ならびに原発を許容してきた財界勢力・政治勢力の全責任において、海 E132 | 洋放出以外の方法を実現しなければなりません。

仮に海洋放出により実害が発生しなくとも、十年後・百年後単位で国家の信用に瑕疵を もたらし、日本国民子孫の利益を損ねることが不可避となってしまいます。

よってALPS処理水の海洋放出の全面中止を求めます。

福島第一原発による汚染水海洋放水に反対致します。

E133

海は日本だけのものではなく、他の国にも影響を及ぼす為です。

放射線は中々除去するのは難しく、除去できているのであれば 2011 年の原発事故以降海にとっくに捨てられているはずです。しかも、トリチウムしか言わないのはどうかと思います。放射線は何十種類もあるはずです国民にもっとわかりやすく説明する必要があります。放水する事により、東北の海太平洋遠くはアメリカ合衆国まで到達します。

過去に同じ例がない原発事故の汚染水を海に放水例もない為、人間、生物、海洋への汚染が心配です。放射線は広がるのではなく、一つにまとめるのが鉄則なはずです、それを海へ放水するのではなく、福島県には大変ご迷惑な話しですが現状は福島の場所で汚染水をまとめるしかありません。そのために土地を奪われる方がいるのであれば、国が他の土地を提供や援助をするべきだと思います。もしくは、関東の電源を担っていたのですから、関東に置くしかないと思います。そもそも原発が安全なのであれば東京に原発を作れば良いと思います。危ないからと言って地方へ作り全国各地に原発を作ってきた国のエネルギー対策の失敗だとおもいます。そもそも原発というエネルギー問題も考えつつ汚染水をどうするかをもっと議論するべきです。どうしようもなく海に放水する

しか手立てがないやり方だけはやめて頂きたいです。 宜しくお願いします。 地下水バイパスの建設をまずやるべき。 福島県内の業者だけでできる、予算もさほど必要がなく、ALPSの負担を減らせるのに何 故それができないのか理解に苦しむ 処理水の核種調査で核種を減らすのは反対。 E134 流すのなら古いタンクから放出するならまだ、安全に気をつけていると理解はできる。 HICが破損したまま、放出は海外からの理解は得られにくいと思います。 高濃度汚染タンクのフィルターを取り替えるなら厳重な安全対策を施すべき 処理水。ほんとうに処理された水なんでしょうか? 消すことも分別することもできない放射性核種、人間が太刀打ちできない放射能。汚染 水と呼ぶしかないシロモノを言葉のうえだけで処理水と呼び、地球上のすべての生きも E135 のに深刻な影響を与えるであろうことを承知の上で海に流す。薄めたら大丈夫?国民を バカにしちゃいけませんよ。小学生でもわかることです。 あなたたちのような人間がいなければ地球上の生きものたちは安全で平和な環境で安心 して生きていけるのに・・・命あるすべてのものたちに謝罪してください。 ご存じの通り、福島第一原発事故は、それまで禁忌とされていた放射性物質の放出を引 き起こしました。この 12 年間の政府・科学界・医療界の対応は、世界最高であるとの信 頼を打ち砕くに十分なものでした。ALPS 処理水の放出は海洋環境の取り返しのつかない 変化を引き起こすのではないでしょうか。海洋は日本だけのものですか。本当に ALPS 処 E136 | 理水が安全でなかった場合、この国はどのように対応できますか。世界各国から賠償を 求められる可能性はないのでしょうか。政府も、科学も、医学も、信用が地に落ちてい ると自覚してください。あなたたちが何を言おうと、どんな資料を提示してこようと、 私はもう信じることができません。ALPS 処理水の放出をやめてください。これ以上環境 を汚染しないでください。 処理水の海洋放出については、第一に他の手段の可能性を十分検討したとは思えませ ん。多くの研究者が海洋放出以外のより安全な手段を提案しています。その提案を検討 すべきです。第二に、海洋放出する処理水には、トリチウム他様々な放射性物質が含ま れている可能性があります。そのことについて説明がなされていないばかりか、その危 E137 険性についても説明がありません。第三に、除去しきれないというトリチウムに関して もそれが基準内であるとのことですが、その基準自体いままでの原子力発電や核処理施 設から放出されているトリチウムの現状追認に過ぎず、国際的な基準と言っても、安全 性の基準ではありません。しかもその国際基準そのものも、内部被曝を考慮しておら

ず、トリチウムの体内と細胞内に取り込まれた結果の危険性について、全く考慮されて いないことに大きな問題があります。トリチウムの内部被曝の危険性について、もっと 真剣に検討すべきです。第四に、周辺住民が反対しており、それを無視していることに ついても、民主主義国家として、許しがたい暴挙だと思います。第五に、いったん放出 された処理水は、海流によって私たちの海にも漂着します。 以上の点から、今回の海洋放出には反対いたします。 放射線量を測るべき核種数を減らす、つまり規制を緩めて汚染水を放出しやすくすると いうことですよね。 E138 そんなことが許されるわけがないでしょう。 "GX"の一環なのでしょうが、狂気の沙汰です。 審査書案の該当箇所:P3、P4 ALPS 処理水の海洋放出に必要な運転・保守管理の体制について、適切に整備されること を確認した、とされている。 E139 しかし、ALPS 処理水の貯蔵タンクをつなぐ配管の弁の閉止不十分によるトラブルが3月 20 日に起きたばかりで、その際、分析作業の「運用面の見直しを検討する」と東電は発 表している。その検討結果を反映させた実施計画とすべきであり、今回の申請書は許可 すべきではない。 基本的に汚染された処理水を海洋放出することには反対です。東京電力は、事故原発か ら漏れ出し続ける、正常運転される原発から排出される処理水と比較しても明らかに汚 染の程度が高く危険な汚染水を極力減らすための努力を充分に行っているとは認められ ません。このような姿勢の企業に、期間も放射性物質の総量も限定しないまま、無制限 な海洋への投棄を認めることは、日本近海への重大な脅威であると共に、他国からの非 E140 難を免れないものと思います。投棄前に海水で希釈して「濃度」が基準以下であるとい う論理に至っては噴飯ものです。 意図的な海洋放出そのものが論外ですが、海洋放出前に確認する核種を減らすなど、誠 意の欠片も感じられず、どのような危険を招くのか未知の行為にますます不透明さを増 すものであり、認められるべきではありません。 トリチウムは放射線のエネルギーが低いから安全は大嘘です!!! トリチウムは DNA に取り込まれ化学構造式を変えます。 そして 深刻な健康障害を引き起こします。 非常に危険な物質です。 いくら 薄めたって 毒性は 同じです。 E141 食物連鎖で 濃縮が繰り返され 毒性が濃縮されます。 海水が蒸発し、 雨になって 土壌も汚染します。 地球環境を破壊する行為で 国際的にも 非常に 問題です 。 日本の印象が大変 悪くなります。 外交的にも大変マイナスです 。 水産物を始め、 様々な 輸出品 が 打撃を受けるでしょう 。

お願いですから やめてください。

アルプス処理水を放出するのは 止めてください。

犯罪的行為です。

E143

まず 水が 流れ込まないように 頑丈な 遮水壁 を造ってください。

いくら今は、国民を騙せても 後々 この犯罪的行為が 浮き彫りになります。 そして 世界中から 非難されるでしょう。

無責任なことはやめてください。

1ページ、2.変更認可申請の内容、9行目「告示濃度限度比総和1未満を満足することを確認するために測定・評価する放射性物質の選定の考え方を定める。」とあるのに驚きました。処理水中のすべての放射性物質の測定をすべきではと思います。

6ページ、「少量からの放出」が必要なのはどうしてでしょうか?安全性の確証がないからではないのでしょうか?

7ページ、「前回の数値」と大幅に異なるのは何故なのでしょうか?

10行目「・・・GSG-10に事故時に放出が想定される放射性核種の量が少ない線源に対して典型的な判断基準として示されている5mSv事象と比較すると極めて小さいものであること」とありますが、脚注によればIAEAの安全基準によるものと思われます。

E142 IAEA の安全基準の考え方は、天野之弥事務局長が序文に書いておられるように、「電離 放射線に付随するリスクは、公平で持続可能な発展に対する原子カエネルギーの寄与を 過度に制限することのなしに評価及び管理されなければならない」というもので、原子 力推進に重きが置かれており、安全性を徹底するものではないと思われ、この組織の安全基準で安心できるとは思えません。

13 行目「海生動植物への吸収線量率は誘導考慮参考レベルの下限値を十分に下回るものであること」とあり、脚注に「GSG-10 に標準動植物に対して電離放射線による有害な影響が生じる危険が存在しそうな吸収線量率の範囲として示されているもの」という「参考レベル」についての説明がありますが、「標準動植物」とか「存在しそうな」といった表現は曖昧で釈然としません。信頼に足るのでしょうか?

原発汚染水の放出は反対です。地元等での理解が得られていないのに設備を作り始め放 出することありきで事が進んでいることに納得ができません。

汚染水の貯蔵タンクが大量に並んでいる景観をなくし、国民の原発事故の記憶を無くさせたいのでしょうか。

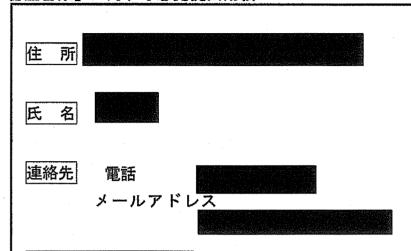
政府は原発を推進していますがまた事故が起きたら海に流せばいいという考えなのでしょうか。

海はつながっていて食物連鎖による生物濃縮の危険もあります。

どんなに水で薄めても排出する放射線物質の量は変わらないのに放出しないで下さい。

### 原子力規制委員会 宛て

「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請(ALPS処理水の海洋放出時の運用等)に係る審査書案」に対する意見提出用紙



### 意見の対象となる案件

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請(ALPS処理水の海洋放出時の運用等)に係る審査書案

# 意見/理由

<該当箇所> 頁 行目

<内容> 7頁 2行目

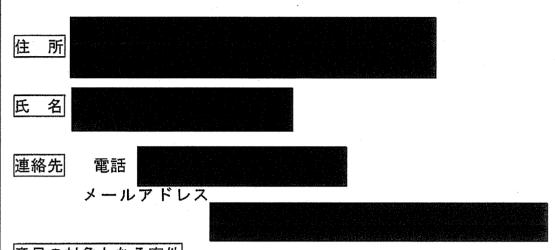
「人と環境に対しての影響が十分に小さいことに変わりないこと」とあるが、汚汚水を海水で薄めるということは誰が考えてもおかしい。放水する一時、薄まるかもしれないが、海に流されれば薄めることにはならない。ましてや、こういうことは人類初のことであり、水俣病のように食物連鎖を通じて濃縮擦るとい過程はどうなるのか。なにも説明がない。「影響が十分に小さい」と誰が実証したのか。また、太平洋諸国も放射能の影響を心配している報道もなされている。ともかく、汚染水を海洋放出すべきではない。

#### <記入方法について>

- 〇上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、 問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してくだ さい。記入していただいた情報は、今回の意見公募以外の用途には使用いたしません。
- ○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

### 原子力規制委員会 宛て

「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所特定原子力施設 に係る実施計画の変更認可申請(ALPS処理水の海洋放出時の運用等)に 係る審査書案」に対する意見提出 用 紙



### 意見の対象となる案件

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請(ALPS処理水の海洋放出時の運用等)に係る審査事案

# 意見/理由

<内容>トリテウム以外の放射性核雑にフいて 岩市濃度限度との比が「未満、について、デウツーのしまつができていない水能では 海洋 放出かり、いつまで続くのか山からない。

規準以下にして(うすめて)流す、というのはちの配度かいえないには能で流すためのいいかけとしか思えず、この段階でで影響が出ないからこれさせてとれ、ということなどに思う、海洋放松以外の方法が、復数出ているはずに北以上放射能拡散

を最か限にしてもらいたい。

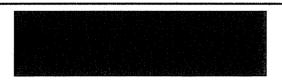
#### く記入方法について>

- 〇上記の欄に、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。意見を十分に把握するため、問合せをさせていただくことがございますので、連絡先のいずれかを必ず記入してください。記入していただいた情報は、今回の意見公募以外の用途には使用いたしません。
- ○意見及びその理由を、意見/理由欄に記入してください。

Y03

# 「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所特定原子力施設 に係る実施計画の変更認可申請(ALPS処理水の海洋放出時の運用等)に 係る審査書案」に対する意見提出用紙

住 所 氏 名 連絡先 電話



#### 「意見の対象となる案件」

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請(ALPS処理水の海洋放出時の運用等)に係る審査書案

#### 「意見/理由」

<該当箇所> 3ページ 第1章 原子炉等規制法に基づく審査

規制委員会は、これらの項目について審査した結果、変更認可申請の内容が、措置を講ずべき事項「III. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」を満たしており、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分なものであると認める。とあります。

しかし、高濃度で汚染されていた地下水ドレン汲上げ水に関する実施計画が、計画通り実施されていません。 2015年1月21日に認可内容には、「地下水ドレン集水設備は、地下水ドレン集水設備により汲み上げた地下水は集水タンクへ移送する。」とされ、「H-3が1,500Bq/Lを下回らない」場合は「タンク等へ移送及び原因調査」となっています。

ところが、この実施計画の「確実な実施」は確保されていません。

その結果、地下水ドレン汲上げ水約6.5万トンがALPS処理され約65万トンのタンク貯留水に混在しています。高汚染水と混在するALPS処理を海洋放出するのは、実施計画違反であり、審査書は撤回し、審査をやり直すべきです。

<さらなる内容>次の原子力規制庁担当者の回答からも審査をやり直すべきです。

2月9日、脱原発福島県民会議等10団体との意見交換の場で、原子力規制庁担当者は、次のように回答しました。

- (1)トリチウム濃度が1500Bq/Lを超えるサブドレン及び地下水ドレンの水は、実施計画のフローチャート、「タンク等に移送して原因精査」となっていて、作業は止まる。
- (2)のサブドレン及び地下水ドレンの水が、建屋滞留水等と混在してALPSで処理され、ALPS処理水として混在したままタンクに貯蔵されているとすれば、サブドレン及び地下水ドレンの水が混在しているALPS処理水は海洋放出できない。原子力規制庁としては「混在」していないと考えている。
- (3)原子力規制庁としては、御指摘の『トリチウム濃度が1500Bq/Lを超えるサブドレン及び地下水ドレンの水』はこれまで発生していないことを東京電力ホールディングス株式会社に確認している。また、『トリチウム濃度が1500Bq/Lを超えるサブドレン及び地下水ドレンの水』が発生した際には、実施計画のとおり、タンク等へ移送し敷地内で貯留されるものと認識しています。」というものでした。

これは原子力規制委員会・原子力規制庁による実施計画認可・検査における重大な瑕疵の可能性を示唆するものであり、審査書そのものを撤回し、根本的に審査をやり直すべきです。

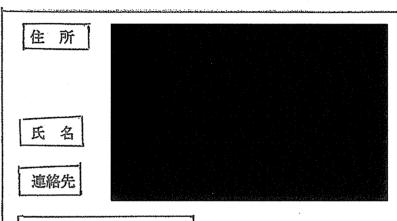
東電が遵守すべき「実施計画」では、地下水ドレン汲上げ水は中継タンクから「集水タンクへ移送する」ことになっているのが、東京電力は中継タンクでトリチウム濃度を測り、1,500Bq/Lをはるかに超える場合は「集水タンクへ移送せず、2号機タービン建屋へ直接移送」していたのです。実は、原子力規制委員会が認可したのではありませんか。原子力規制庁は、このタービン建屋へ移送された約6.5万トンを無視しようとしているのは、「実施計画」違反じゃないですか。ALPS処理水を海洋放出すれば、実施計画に違反してタービン建屋へ移送された約6.5万トンの「サブドレン及び地下水ドレン」汲上げ水の混在したALPS処理水を海洋放出することになり、実施計画違反を重ねることになります。

このような実施計画違反を重ねるALPS処理水の海洋放出は許してはならないのが、規制委員会の姿勢であるべきではありませんか。

25

# 原子力規制委員会様

「東京電力ホールデング株式会社福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る 実施計画の変更認可申請(ALPS 処理水の海洋放出時の運用)に係る審査書案」 に対する意見提出用紙



意見の対象となる案件

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請(ALPS 処理水の海洋放出時の運用等)に係る審査書案

# 意見/理由

- ① <該当箇所> 1頁……経緯…5、6行目 参考1 の12頁の1行~6行 <内 容 >
- ・2015 年に国・東電は汚染水について「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」と住 民に約束している。2021 年廃炉・汚染水・処理水対策を関係閣僚会議で「基本方針」を発表、 2022 年 7 月には ALPS 処理水の海洋放出を認可している。わずか数年で住民との約束を「反故」

にした。

・福島事故から約 10 年を経て漁業者もやっと回復の兆しが見えてきたところであるという。 国は「廃炉と復興」というが汚染水の海洋放出は福島の人々(特に水産業者等)の「真の復興」 にならない。風評被害などに対する補償・賠償制度は諸処のことから永く続くとは限らない。

- ② <該当箇所> 4,5頁…測定・評価対象核種の選定の考え方 参考1の16、19頁 <内 容>
- ・汚染水は沢山の放射性物質を含有、ALPS 処理水にもトリチウム・多くの放射性物質が含有している。ALPS 処理水は「処理水」でなく放射性物質の「汚染処水」である。
- ・「選定の考え方」では汚染水中の64放射性物質を分析の対象としている。手順3,4 で 告示濃度限度に対して百分の一を越えるかを分析して除外するがこれで放射線物質が 「0」になるのではない。処理水に放射性物質が含まれることになる。
- ・トリチウム以外の29種類を測定・評価対象核種とし、告示濃度限度比総和を1未満としているが少量といえ放出する。放射性物質の総量はどれくらいになるのか。
- ・海水で希釈して放出しても放出放射性物質の総量にかわりはない。
- ・廃炉作業中も汚染水は多量に発生する。現在ある膨大なタンクの数、40 年以上も続くという 廃炉作業、継続的に汚染水等の分析を行い、延々と汚染水を海洋放出することになる。
- ・水とトリチウム水の分離,トリチウムの分離の研究・レポートもあるという。事故から十 年もの間、実用化することをしてこない責任は国・東電にある。
- ・原発から放出している他国もある。それで「日本も放出」ということにはならない。特に 対象は原発事故水の放出である。多くの放射性物質を含有する汚染水である。
  - ③ <該当箇所 > 7頁…海洋放出に係る放射線影響評価…1 行~14 行 <内 容>

「評価した被ばく線量の結果、人と環境に対しての影響には小さい」ということであるが、 影響がないのではない。炭素14、ストロンチウム90、プルトニュウムなど半減期は非常 に長い放射性物質もあり、生体濃縮・食物連鎖で生物・人にも大きな影響がある。

- ④ < 該当箇所 > その他<内 容>
- ・ALPS 処理水(汚染処理水)の海洋放出は日本だけの問題でない。太平洋は世界の海と続いている。汚染は世界中の海への汚染になる。日本の責任は。近隣諸国等も危惧している。
- ・ALPS 処理水の海洋放出には反対である。放射性物質の減衰を待ち、トリチウムなど除去 方法を研究、実用化を早急に進め、強固なタンクに貯蔵して待つことである。幸い土地を 提供してくださる人もいらっしゃると聞いている。

福島第一原路持定原子力超設1二人条子 实施计画 变更認神情: 游戏 意思客寒心意思 Y05

〈作析〉

《連絡光》在1 〈童园郊聚家件〉草電福島第一原飛持张厚子为杨設仁徐》

实施計画、变更识可申请1-1件3意思意案

<賽見/眼由>該当一十2章 2一/ (内容) コンでは、放民する液体放射性局率物「処理」水ベン人と最意か 影響がきりめて小さい」ともい何度い意かれて強調されているか、どれない a放射性物質的最終的上放出工业3(港)arta K是如下工业でいないし ALPSで2次処理して後、放出直介の測定もされないのだから「きかめて

小ない、その根拠からでまれるは試が、度成のはないまない。 ない。これらについて記載されていな、実施計画は見速すべき。

「他界中の人と環境(でありを辛み」へは掲制機関の役割は、 このおなくと環境を汚すれた認める事ではないはか。 正般員が見着に「タンク用敷地はたしかいまである」と

明言しているのだから、批連にこんな環境活象を後進し 此で、タンク時留で滅衰し分離技術など科場技術

の遊展も待ち、清楽発生者にきちんと処分もさせる

できかり。

### 原子力規制委員会 宛て

「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請(ALPS 処理水の海洋放出関連設備の設置等)に係る審査書(案)」に対する意見提出用紙

住 所 氏 名 連絡先

# 意見の対象となる案件

東京電力東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る 実施計画の変更認可申請(ALPS 処理水の海洋放出時の運用等)に係る審査書案

# 意見/理由

はじめに

費委員会は、より独立性の高い国家行政組織法3条に基づく委員会として、「東京電力福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために」「国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、設置」(組織理念)された。

放射性液体廃棄物の海洋放出について、政府と東京電力の有無を言わさぬ、海洋放出準備に、多くの福島県民が不信感を抱いている。

本件の放射性液体廃棄物は、原発事故と事故収束作業に伴う汚染水等の発生に原因がある。東京電力は発生者責任の原則のもと、厳重管理・処理する必要があり、国と貴委員会は、福島第一原発を特定原子力施設に指定しており、放射性液体廃棄物等を適切な方法により安全に管理する義務がある。関係諸法令に基づき、国民の安全を守るため、高度な注意義務を果たすことが求められおり、仮にも、本件放射性液体廃棄物の処理によって二次汚染による被ばくや人的社会的被害を引き起こしてはならない。

総量規制のないまま放射性液体廃棄物を海洋放出すれば、トリチウムばかりかそれ以外の放射性核種も投棄され海洋の環境汚染が拡大する。核種毎の放射能の総放出量や貯蔵タンク内の核種毎の放射能総量などの情報公開、総量規制の実施も必要である。予防原則のもと、トリチウム等を含む放射性液体廃棄物は、タンク保管や固化保管等安全な陸上保管を進めること現実的であり、国民の安全を守るための懸命な選択である。

貴委員会は、設置の本務を逸脱せず、その組織理念に基づき、福島第一原発事故の原点に立ち返り、国民の安全を守るため、「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」と する福島県漁連等との文書約束を守らせることが必要不可欠である。

理解と合意なき放射性液体廃棄物の海洋放出を実施する「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可申請は認可しないよう強く求め、以下の通り意見を提出する。

### <該当箇所> 頁 行目

### <内容>

1、4ページ 3 行目~4 行目 1-1 海洋放出設備の運転・保守管理の体制

意見:「ALPS 処理水の海洋放出に必要な運転・保守管理の体制が適切に整備されることを確認した。」との審査判断だが、「異常時の対応を含む運転管理」や「運転業務に必要な力量を有する人員が追加配置される」ことが、設備運用開始までに具体的かつ時系列的に、どのように整備して体制が確立されるのか示されておらず、運転・保守管理体制の安全性が担保されていない。

理由:「東京電力は、海洋放出設備運用開始後の当該設備の運転・保守管理の体制として、新たに ALPS 処理水希釈放出設備の運転計画に関する業務を ALPS 処理水プログラム部が、ALPS 処理水希釈放出設備の運転管理に関する業務を水処理当直が、ALPS 処理水希釈放出設備の機械設備の保守管理に関する業務を貯留設備グループが、ALPS 処理水希釈放出設備の計装設備の保守管理に関する業務を水処理計装設備グループが行う体制を整備するとしている。また、海洋放出設備の運用開始に伴う業務量の増加を考慮し、水処理当直の人員を増員するとともに、必要な力量を確保させるための研修を行うとしている。」とするが、これらの体制整備の具体の詳細が不明であり、2011年の福島第一原発事故を起こした東京電力の管理体制の諸欠陥を教訓にして、ヒューマンエラーの防止等を含め詳細を幾重にもチェックし適切に指導する必要がある。現状では、東京電力の説明を鵜呑みにした一面的評価である。

# 2、5ページ 20 行目~21 行目 1-2 測定・評価対象核種の選定の考え方

意見:「汚染水中に有意に存在する可能性のある放射性核種を特定し、測定・評価対象核種を選定するものとして妥当であることを確認した。」というが、原子炉内で生成した 1,600核種のうち半減期の長い核種はじめ、汚染水中に存在する全て放射性核種を特定しておらず、30年以上の海洋への希釈放出を考慮すれば、対象核種を 29核種と限定するのは危険であり、安全側に立っていない。全放出核種を特定し、その総放出量などの情報公開を開示し、併せて総量規制を実施すべきである。

理由:原子炉内で生成した 1,600 核種のうち半減期の長い核種はじめ、汚染水中に存在する全て放射性核種や有害金属などを、多核種除去設備で全て取り除けるわけではない。また、検出限界以下の核種も存在する。

また、多核種除去設備の汚染水処理で発生する高線量の液体状二次廃棄物(スラリー)は、保管容量が2025年6月で逼迫し、スラリー安定化処理設備の設置も見通も立っておらず、多核種除去設備の稼働が不可能になれば、汚染水の二次処理どころではなく、その実効性が疑問である。

このような状態では、30 年以上の海洋への希釈放出を考慮して、対象核種を 29 核種と限定するのは危険である。全放出核種を特定し、その総放出量などの情報公開を開示し、併せて総量規制を実施すべきである。

### 3、6ページ~30ページ 2-1 海洋放出に係る放射線影響評価

意見: 東京電力は、「多核種除去設備等処理水(ALPS 処理水)の海洋放出に係る放射線環境影響評価報告書(建設段階・改訂版)」を規制委員会に提出し、規制委員会は、設計段階・改訂版の「前回報告書」からの変更点について確認した。」というが、そもそも全放射性核種の総放出量も不明で、「前回報告書」においても、人と環境への影響評価において放射能の蓄積による影響が考慮されておらず過小評価が危惧され、被ばく線量評価の妥当性に懸念があり、放射線影響評価は不十分で認可は不適切である。

理由:放射線影響評価の入力値として用いる放射性核種ごとの放出量(ソースターム)を、 選定された測定・評価対象 29 核種及びトリチウムの濃度と「ALPS 処理水」の年間放出量 により設定していることが妥当性にかける。そのソースタームを用いて評価した被ばく線量 の結果が、「人と環境に対しての影響が十分に小さいことに変わりない」とするのは、人と 環境への影響評価において、放射能の蓄積による影響が考慮されておらず、過小評価であり 被ばく線量評価の妥当性に疑義があり、放射線影響評価は不十分である。

「前回報告書」においても、海浜砂等への放射性核種の蓄積について、「放出開始と同時に海水中の濃度と平衡状態に至る設定で評価している」、海藻などに蓄積した放射能により海水中の濃度が上がる現象(フィードバック)について考慮されていなかった。海藻などと海水中で放射能がやりとりされることにより海水中の放射能濃度が相対的に上界する現象がセラフィールドなどで観測が指摘されている。また、2021年2月、試験操業における漁業協同組合の自主検査で新地町沖合8.8kmでとれたクロソイに500Bq/kgが確認され、福島県漁業協同組合連合会が出荷を自粛したが、これは生物濃縮が単純でないことを示しており、10km四方海域の平均濃度での被ばく線量評価については、内部被ばくは漁業対象エリアでの最大値、海岸外部被ばくでも海岸沿いの最大値を使用すべきとの指摘があり、本被ばく線量評価の妥当性には懸念が残る。この本放射線影響評価は不十分であり、認可は不適切である。